

令和7年度

障 害 者 支 援 施 設 め ぶ き 園
ラ イ フ サ ポ ー ト セ ン タ ー な ご み 園
大 分 県 発 達 障 が い 者 支 援 セ ン タ ー E C O A L
ホ ー ム ヘ ル プ サ ー ビ ス セ ン タ ー ら す か る
グ ル ー プ ホ ー ム か わ し ま
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 ど ん こ の 里 い ぬ か い
い ぬ か い こ ど も 園
こ ざ い こ ど も 園
へ つ ぎ 保 育 園
こ ども 発 達 ・ 子 育 て 支 援 セ ン タ ー な か よ し ひ ろ ば
こ ども 発 達 支 援 セ ン タ ー 大 分 な ご み 園
こ ども 発 達 ・ 子 育 て 支 援 セ ン タ ー わ く わ く か ん
相 談 支 援 事 業 所 プ ラ ス α

事業計画書

社会福祉法人 萌葱の郷

目 次

法人本部事業計画

1. 設立の趣旨	1
2. 沿革	1
3. 基本計画	2
4. 事業計画	4

障害者支援施設 めぶき園

第1章 運営の基本方針	6
第2章 療育活動	7
第3章 利用者の状況	12
第4章 防災	13

ライフサポートセンター なごみ園

事業計画	16
「生活介護事業」	
第1章 運営理念	17
第2章 施設の概要	17
第3章 事業の概要	17
第4章 職員の体制	18
第5章 防災	18
第6章 職員の研修・育成について	18
「就労継続支援B型」	
第1章 運営理念	19
第2章 施設の概要	19
第3章 事業の概要	19
第4章 職員の体制	20
第5章 防災	20
第6章 職員の研修・育成について	21
「放課後等デイサービス事業」「保育所等訪問支援事業」	
第1章 運営理念	21
第2章 施設の概要	21
第3章 事業の概要	21
第4章 職員の体制（役割分担）について	24
第5章 職員の研修・育成について	25
「日中一時支援サービス」	
第1章 運営理念	25
第2章 施設の概要	25
第3章 事業の概要	25
第4章 職員の体制	26

第5章 防災	26
第6章 職員の研修・育成について	26

大分県発達障がい者支援センター E C O A L

事業計画	27
第1章 運営理念	28
第2章 事業の概要	29
第3章 職員の体制	31
第4章 職員の研修・育成について	32

ホームヘルプサービスセンター らすかる

第1章 運営理念	33
第2章 拠点施設の概要	33
第3章 事業の概要	34
第4章 職員の体制（役割分担）について	35
第5章 職員の研修・育成について	35

グループホームかわしま

第1章 運営理念	36
第2章 施設の概要	36
第3章 事業の概要	37

障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい

第1章 運営理念	42
第2章 施設の概要	42
第3章 事業の概要	43
第4章 職員の体制	44
第5章 防災	45
第6章 職員の研修・育成について	46

いぬかいこども園

事業計画	45
第1章 施設運営	45
第2章 施設管理	50

こざいこども園

事業計画	52
------	----

第1章 施設運営	52
第2章 施設管理	57

へつぎ保育園

事業計画	58
第1章 運営理念	58
第2章 施設管理	62
第3章 諸機関との連携	62

こども発達・子育て支援センター なかよしひろば

事業計画	64
「児童発達支援センターなかよしひろば（就学前児童）」	
第1章 運営理念	65
第2章 施設の概要	65
第3章 事業の概要	65
第4章 職員の体制（役割分担）について	69
第5章 職員の研修・育成について	69
「放課後等デイサービス なかよしクラブ（学齢児童）」	
第1章 運営理念	70
第2章 施設の概要	70
第3章 事業の概要	70
第4章 職員の体制（役割分担）について	73
第5章 職員の研修・育成について	74
「保育所等訪問支援事業」	
第1章 運営理念	74
第2章 施設の概要	74
第3章 事業の概要	74
第4章 職員の体制（役割分担）について	75
第5章 職員の研修・育成について	75

こども発達支援センター 大分なごみ園

事業計画	76
「児童発達支援（就学前児童）」	
第1章 運営理念	76
第2章 施設の概要	76
第3章 事業の概要	77
第4章 職員の体制について	79
第5章 職員の研修・育成について	80
「放課後等デイサービス（就学児童）」	
第1章 運営理念	80

第2章	施設の概要	80
第3章	事業の概要	81
第4章	職員の体制について	83
第5章	職員の研修・育成について	84
「保育所等訪問支援事業」		
第1章	運営理念	84
第2章	施設の概要	84
第3章	事業の概要	84
第4章	職員の体制について	85
第5章	職員の研修・育成について	85

こども発達・子育て支援センター わくわくかん

事業計画	86
------	----

「児童発達支援センター（就学前児童）」

第1章	運営理念	87
第2章	施設の概要	87
第3章	事業の概要	88
第4章	職員の体制（役割分担）について	91
第5章	職員の研修・育成について	92

「放課後等デイサービス（就学児童）」

第1章	運営理念	92
第2章	施設の概要	92
第3章	事業の概要	93
第4章	職員の体制（役割分担）について	95
第5章	職員の研修・育成について	96

「保育所等訪問支援事業」

第1章	運営理念	96
第2章	施設の概要	96
第3章	事業の概要	96
第4章	職員の体制（役割分担）について	97
第5章	職員の研修・育成について	97

「居宅訪問型児童発達支援事業」

第1章	運営理念	98
第2章	施設の概要	98
第3章	事業の概要	98
第4章	職員の体制（役割分担）について	99
第5章	職員の研修・育成について	99

相談支援事業所 プラスα

第1章	運営理念	100
第2章	事業所の概要	100

第3章	職員の体制	101
第4章	事業の内容	101
第5章	苦情の解決	101
第6章	人権・プライバシーに関する事	101

法人本部事業計画

1. 設立の趣旨

自閉症は、脳の働きに障がいがあるため、周囲の状況を正しく理解することができにくく、場面や状況に合う言動や会話などといったコミュニケーションに障がいが生じます。また、心の理論の発達にも遅れが伴うため、人との共感的な関係や社会性を身につけていくことが困難です。さらに、活動や物へのこだわりや感覚過敏を持ちやすいため、環境の変化や予定の変更などに強い不安や抵抗を抱えてしまい、社会生活をおくる上で様々な障がいがあります。

そこで、理想的な自閉症者施設実現を目指していた理事長が、大分県自閉症児・者親の会の有志の協力を得て、地元犬飼町をはじめ、国・大分県等関係官庁の深いご理解とお力添えにより、社会福祉法人「萌葱の郷」を設立し、県下初の自閉症者施設「めぶき園」を開園いたしました。

2. 沿革

昭和63年	8月	大分県自閉症者施設設立発起人会結成
平成2年	9月	社会福祉法人萌葱の郷設立認可
3年	6月	知的障害者更生施設「めぶき園」開設
13年	10月	障害児デイサービス事業「なごみ園」開設
17年	2月	大分県発達障がい者支援センター「ECOAL」開設
	6月	ホームヘルプサービスセンター「らすかる」開設
22年	1月	「めぶき園」新体系（生活介護、施設入所支援）移行 ケアホーム「かわしま」開設
	5月	障害者支援施設「めぶき園」就労継続支援B型開設 従たる施設「どんこの里いぬかい」（就労継続支援B型）開設
24年	4月	「いぬかい保育園」開設（豊後大野市公営保育所民間移管） いぬかい子育て支援センター「ゆうゆうキッズ」開設
24年	10月	特定相談支援事業所「プラス」開設
25年	5月	児童発達支援事業「大分なごみ園」開設
26年	4月	障害福祉サービス事業所「どんこの里いぬかい」開設（就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護）
26年	5月	相談支援事業所「プラス」開設（地域移行・地域定着・計画相談・障害児相談）
27年	4月	幼保連携型認定こども園「いぬかいこども園」移行
	5月	こども発達・子育て支援センター「なかよしひろば」開設
	10月	障害福祉サービス事業所「どんこの里いぬかい」事業変更（就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護）

28年	4月	「いぬかいこども園」屋内運動場なかよしホール改修竣工
29年	1月	「大分なごみ園」こども発達支援センター移行
	4月	共同生活援助「グループホームかわしま」定員増（14名）
	5月	児童発達支援事業所「戸次なごみ園」開設
30年	4月	認可保育所「こざい保育園」開設
		共同生活援助「グループホーム戸次」開設
31年	4月	幼保連携認定こども園「こざいこども園」移行
令和2年	3月	「めぶき園」浴室便所改善助成事業改修竣工
	4月	「法人本部」大分市中戸次に移転
	4月	小規模保育事業A型「へつぎ保育園」開設
3年	4月	こども発達・子育て支援センター「わくわくかん」開設
	4月	相談支援事業所「プラスα」開設
5年	4月	「なごみ園」就労継続支援B型開設
6年	4月	「戸次なごみ園」を「大分なごみ園」へ吸収合併
7年	4月	「プラス」を「プラスα」へ吸収合併

3. 基本計画

(1) 基本理念

萌葱の郷は、自閉症・子育て総合支援センターとして、保育、教育、子育て支援、早期療育、生活支援、就労支援、余暇支援、相談支援、普及啓発、専門家養成等の機能をライフステージを通して総合的に提供することで、障がいのある無しに関わらず共に暮らせる共生社会の実現を目指す。

(2) 倫理綱領

① 個人の尊重

私たちは、利用児・者本位の立場から、一人ひとりの個性と自己決定を最大限に尊重し、主体的に生きられるよう支援します。

② 人権の擁護

私たちは、利用児・者に対するいかなる差別、暴力、虐待、人権侵害も許さず、人としての尊厳を守るため細心の注意を払います。

③ 合理的配慮

私たちは、利用児・者の一人ひとりの特性や場面に応じて生じる社会的障壁や生きづらさを取り除くため合理的配慮を実践します。

④ 安全・健康への配慮

私たちは、災害への備えや環境・保健・衛生などの向上に努め、利用児・者の生命を守り、心身の健康が維持・向上するよう支援します。

⑤ 社会参加の推進

私たちは、利用児・者が年齢や障がいの状態などに関わりなく、地域社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

⑥ 守秘義務の遵守

私たちは、利用児・者のプライバシーを尊重し、職務上知りえた個人の情報や秘密を守ります。なお、退職後もその義務を負います。

⑦ 専門性の向上

私たちは、専門職としての使命と役割を自覚し、利用児・者が豊かで充実した人生が送れるよう、人間性と専門性の向上に努めます。

(2) 行 動 理 念

- ① 運営方針や事業計画は、定期的に利用児・者、保護者・家族に説明し意見や要望を聞く機会を設けて、その意思を反映する。
- ② 個別支援計画や支援内容は、必ず利用児・者、保護者・家族に説明し、意見や要望を聞いたうえで、同意のもとに行う。
- ③ 保育や教育、支援に当たっては、充分に利用児・者、保護者・家族に説明し、選択と自己決定の機会が得られるようにする。
- ④ 利用児・者に対しては、年齢に応じた呼称や接し方を徹底し、一人ひとりに寄り添い、好みや嗜好、感性を尊重する。
- ⑤ 利用児・者に対しては、偏見や先入観を持たず、公正・公平に接し、丁寧な関わりを心がけ、敬意を持って支援する。
- ⑥ 常に災害や事故などに対する備えを見直し、全職員に周知することで、全職員が一体となつて的確かつ迅速に行動する。
- ⑦ 法令・社会規範・社会的倫理を遵守し、危機管理やヒヤリ・ハットに取り組む、事故などの不測の事態を未然に防止する。
- ⑧ 利用児・者の健康管理に細心の注意を払い、必要に応じて適切な医療が受けられ、健康的な生活が送れるよう努める。
- ⑨ 地域の文化や生活習慣を反映した、年齢にふさわしい暮らしを保障し、あらゆる場面で社会参加の機会が得られるよう努める。
- ⑩ 地域ボランティアや実習生を積極的に受け入れるなど、地域社会との交流を図り、理解を深めて、開かれた施設づくりに努める。
- ⑪ 利用児・者の個人情報の管理を徹底し、情報の共有に際しては、その秘密を保持するよう最善かつ細心の注意を払う。
- ⑫ 専門職者としての責務を自覚し、倫理と専門性の確立に向けて、絶えず検証・研鑽し、職員相互の啓発に努める。
- ⑬ 民主的な職場運営により、職員相互の意思疎通とチームワークの醸成を図り、全職員の合意に基づく統一した支援に努める。

(3) 保育・教育・支援の原則

- ① 安心感と信頼関係に基づき、清潔で快適・安全な生活環境を提供する。
- ② ごく当たり前の生活(ノーマライゼーション)と個別的な配慮を保障する。
- ③ 手ごたえの持てる活動や外出の機会を通して社会性や意思決定を育む。
- ④ 利用児・者の真のサポーターとなり、愛情を持って、見放さない。
- ⑤ 個別支援計画に基づいて、余裕のある日課(ルーチン)を組み立てる。
- ⑥ 遊び、生活、活動等での相互作用を通して、共感性や社会性を育てる。
- ⑦ 特定の療育理論や技法に囚われず、幅広く学んで実際の場面で応用する。
- ⑧ 行動の現象面だけを捉えず、環境や心理面での原因や背景を考察する。
- ⑨ 支援にあたっては、記録→分析→仮説→実践→検証を繰り返す。
- ⑩ 職員の勤務負担の軽減を図り、過労やメンタルに配慮する。
- ⑪ 事例検討を重ねて支援方法を統一し、チームとして支援する。
- ⑫ 職員自身の感情をコントロールし、穏やかで肯定的な態度で接する。
- ⑬ 利用児・者の立場に立って、常に自らの支援を振り返り検証する。
- ⑭ 丁寧の説明するなど、折り合いがつけられるように関わる。
- ⑮ 医療と連携し、脳科学や神経生理学などの新たな知見に学ぶ。

4. 事業計画

萌葱の郷は、自閉症の人たちのライフステージを通した総合的な支援に取り組むと共に子育て支援に取り組むことで、障がいの有る無しに関わらず、共に育ち、共に暮せる共生社会の実現に寄与します。

幼保連携型認定こども園「いぬかいこども園」と子ども発達・子育て支援センター「なかよしひろば」を同一敷地内で運営することで、障がいのある子も無い子も共に育つインクルーシブな教育・保育モデルに取り組みます。

また、幼保連携型認定こども園「こざいこども園」の同一敷地内に、こども・発達子育て支援センター「わくわくかん」を開設し、大分市でも障害のある子も無い子も共に育つインクルーシブな教育・保育モデルの実現に取り組みます。

大分県発達障害支援専門員養成研修の事務局、実務研修施設、発達障害支援スーパーバイザー養成研修の実務研修施設を担うことで、発達障害支援のジェネラリスト養成に寄与し、当法人職員にとっても学びと研修の機会とします。

キャリアアップ研修、課題別研修等の法人内研修を充実し、萌葱の郷実践研究会を実施し、研究報告書を発行し、県内・県外研修にも積極的に職員を派遣し、資質と専門性の向上に努めるとともに子育て・自閉症支援のトップランナーを目指します。

萌葱の郷は、「自閉症・子育て総合支援センター」として、早期療育・発達支援・生活支援・就労支援・余暇支援・相談支援・普及啓発・人材育成に取り組むとともに、老年期、親亡き後、看取りに至るまでのライフステージを一貫して支

援する体制の確立を目指します。さらには、生活介護、就労支援体制の充実を図り、高齢者対応のグループホーム、発達外来の診療所の開設を目指します。

<重点課題>

1) 生活保障（居住支援）機能・・・施設入所支援、グループホーム

既存の施設の住環境の改善を図るとともに、障がいのある人もない人も地域とともに暮らす共生社会の実現に向けて、当法人事業を利用している人たちの「終の棲家」としてのバリアフリーのグループホームの整備・充実を目指します。

2) 強度行動障害療育機能・行動援護、行動障害療育

自傷、他害、器物破壊、睡眠障害、強いこだわり等の二次的な行動障害により、家庭生活が崩壊し、精神病院に入院する等の極めて悲惨で困難な状況にある人たちの療育・支援に取り組み、支援モデルの開発に努めます。

3) 早期療育機能・・・児童発達支援センター、放課後等デイ、保育所等訪問、発達障害の早期療育へのニーズが高まっていることから、専門性を高めて保護者や関係機関に対する相談機能や支援機能の充実を図ります。

4) 就労支援機能・・・就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護

就労継続支援A型は、農園栽培計画を軌道に乗せることで、一層の売り上げ増を図り、賃金アップを目指します。就労継続支援B型は、自家焙煎珈琲の販売により、高賃金を目指します。生活介護は、レストラン、直販所の売り上げ増により、一層の工賃アップを目指します。

5) 保育、幼児教育及び子育て支援・・・認定こども園、子育て支援事業

地域の保育や幼児教育のニーズに貢献するとともに、子育て支援の充実により、共生社会の実現を目指します。幼保連携型認定こども園とこども発達・子育て支援センターを同一敷地内で運営する事で、障がいのある子も無い子も共に育つインクルーシブな教育・保育を目指します。

6) 専門家養成機能・・・発達障がい者支援専門員養成研修、発達障害支援スーパーバイザー養成研修

関係機関のスペシャリストに対し、研修を実施し、ジェネラリストとして養成し、県内及び県外のスーパーバイズ体制の充実を図ります。

障害者支援施設 めぶき園

第1章 運営の基本方針

1. 運営理念

(1) 目的

めぶき園利用者の生きがいと豊かな生活を保障し、自立と社会参加を実現するために、生活・労働・余暇等に関する専門的な支援を提供し、もってめぶき園利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 利用者の人権と主体性を尊重し、豊かな人生と自己実現をめざします。
- ② ご本人やご家族のご意見・ご要望を尊重し、個別プログラムをたてます。
- ③ 安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる一貫した支援を行います。
- ④ プロとしての自覚に基づいて、専門性と援助技術の向上をめざします。
- ⑤ 地域や社会との交流を深め、社会参加を図り、開かれた運営をめざします。

2. 療育の基本方針

人権を守ることを基本理念に掲げて取り組んできましたが、体罰や暴力、暴言などのあからさまな人権侵害は無論のこと、利用者は自ら人権を主張することが困難なことから、職員は謙虚に自省的に行動し、利用者に対して敬意をもって接します。

職員全員がコンプライアンスの重要性を認識し、早期に問題点を発見して、改善を図るとともに、リスクマネジメントの一環として、居室や食堂、トイレ、洗面所等の生活環境を安全かつ快適なものに整え、服装や身だしなみ、衛生に配慮し、健康増進と疾病の早期発見、早期治療に努めます。

食事は、利用者にとって大きな楽しみであり、栄養のバランスを考えた変化のある献立により、家庭的で味わいのある食事を提供します。

当園では、特定の療育技法にとらわれず、単に適応や行動が改善されればよしとするのではなく、自閉スペクトラム症に対する理解と学習を深めて、暖かく肯定的な態度で接することによって、安心感に基づく信頼関係を築き、援助者の姿勢や態度、援助技術の不断の研鑽に努めます。

人には生きがいを求める自己実現の欲求があり、利用者一人ひとり、年齢、能力、障がいの表れ方、性格等の個性があり、画一的な援助で事足りるわけではありません。生きがいとしての生産活動や療育活動、余暇活動等の場を提供するとともに、より豊かな暮らし、生きがいを保障するために個別支援プログラムを策定し、職員の総意と共通認識に基づいて実践します。

3. 重点課題

◎人権の擁護と倫理観の確立

倫理綱領や行動規範に基づき、利用者の人としての尊厳が守られ、豊かな暮らしと自己実現が図られるよう、確固たる倫理観と使命感に基づいて支援します。

◎自立と地域生活への移行

自立と地域生活に必要な働く力、余暇を楽しむ方法、清掃、洗濯、整理整頓な

どの生活力を身に付けられるよう支援します。

◎リスクマネジメントの取り組み

職員全員がコンプライアンスを認識し、早期に問題点を発見して改善し、安全で快適な環境と質の高いサービスの提供を目指します。

◎健康管理及び健康増進

定期検診及び日常の健康チェックにより、異常の早期発見に努め、バランスのとれた食生活や適度な運動により、成人病を予防し、健康増進を図ります。

◎選択と自己決定の尊重

バイキング食、選択メニュー、外食、買物などの機会を通して、利用者自身が意志を表明し、選択や自己決定の機会を提供します。

◎各種（生産、療育、クラブ、余暇）活動の充実

生産活動は、アート、陶芸、機織等の専門家（アドバイザー）を配置し、可能な限り、担当職員を専任化することで活動内容の充実を図ります。

4. 施設の概要

(1) 名 称	障害者支援施設 めぶき園
(2) 所在地	大分県豊後大野市犬飼町下津尾4355番地10
(3) サービス種別	障害者支援施設（生活介護・施設入所支援・短期入所）
(4) 定 員	施設入所支援 30名 生活介護 40名 短期入所 4名
(5) 施設長	福田 和彦
(6) 対象者	発達障がい者及び知的障害者
(7) 職員構成	施設長 1名 サービス管理責任者 1名 支援課長 1名 支援係長 2名 主任支援員 4名 看護師 2名 生活支援員 14名 栄養士 1名 調理員 5名 嘱託医 1名 非常勤 10名 (人数は年度途中に変わることがあります。)

第2章 療育活動

1. 日課

時 間	日 課
7 : 0 0 8 : 0 0	起床（更衣、洗面、布団あげ、検温） 朝食（与薬、歯磨き、食堂清掃） 清掃（全体及び居室） 洗面、歯磨き、髭剃り、水曜日は爪切り 隔週の金曜日はリネン交換
1 0 : 3 0	午前活動開始（各課毎にミーティング） （全体行事の時は全体ミーティング）
1 1 : 5 0	午前活動終了

12:00	昼食（与薬、歯磨き、食堂清掃）自由時間
13:30	午後活動開始（火曜日はグループ別療育活動） （水曜日はウォーキング） （木曜日はクラブ活動）
15:30	午後活動終了
15:45	お茶の時間
16:00	入浴、自由時間
18:00	夕食（与薬、歯磨き、食堂清掃）
19:30	余暇活動（カラオケ、DVD、音楽鑑賞等） 自由時間（火曜日はおやつタイム、金曜日はコーヒータイム）
20:30	
21:30	与薬、学習（日記）
22:00	就寝準備
	就寝

2. 生活

食事・排泄・身だしなみ・入浴・洗面・歯磨き・手洗い・うがい・整理・整頓・生理・洗濯など正しい方法やマナー、仕方や身だしなみ等を身につけるように声掛け等の支援や援助を行っていく。

3. 活動内容

活動日は月曜日から金曜日（但し、土曜日・祝日も活動する場合もある。）

<生産活動>

- (1) 陶芸課（陶器制作）
- (2) 手工芸課（機織り）
- (3) アート課（絵画・造形）
- (4) ECO 課（アルミ缶つぶし）

<グループ別療育活動> 火曜日の午後
ジャイアンツグループ（ソフトボール）
タイガースグループ（ストレッチ・動作法）

<ウォーキング活動> 水曜日の午後
3グループに分かれてウォーキングを行う。

<クラブ活動> 木曜日の午後
(1) スポーツクラブ
(2) ウォーキングクラブ
(3) 美術クラブ

<余暇活動及び学習>
カラオケ、DVD、音楽鑑賞、学習（日記）

4. 行事

月	全体行事
4月	お花見
5月	ハイキングレクリエーション
6月	1日レクリエーション
7月	クラブレクリエーション
8月	
9月	1日レクリエーション
10月	全体一泊旅行
11月	グループレクリエーション
12月	クリスマス忘年会
1月	新年会
2月	各課レクリエーション
3月	合同レクリエーション

5. 環境整備

園内外の清掃、保守管理、修営繕及び除草を計画的に実施する。
大掃除（8月・12月）、草刈と修営繕は随時行う。

6. 家族連絡会

保護者と話し合いを持つことにより、円滑な園運営、よりよい療育を目指す。
全体会～6月及び必要に応じて随時行う。
個別面談～担当者が必要に応じて随時行う。

7. 給食

(1) 基本方針

栄養のバランスを考えた変化のある献立を作成し、より家庭の食事に近づけ、出来るだけ多くの利用者に喜ばれる献立を考え、楽しく食べてもらえる食事作りをする。

(2) 献立

食事摂取基準量、食品群別摂取量をもとに献立を作成し、行事食や誕生日食を加えて日々の献立をたてる。季節感のあるメニューを数多く取り入れ、誕生日、お楽しみランチを実施する。

< 食事摂取基準量（令和7年度） >

熱量 Cal	タンパク質 g	脂肪 g	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミンA レチノール mg	ビタミンB1 mg	ビタミンB2 mg	ビタミンC mg
2100	70	48	600	10.4	598	0.9	1.2	50

< 食品群別摂取量（1人1日当り、単位g） >

穀類	芋類	砂糖類	油脂類	豆類	魚貝類	獣肉	玉子	乳製品
280	68	5	15	60	60	60	40	200

緑黄色野菜	果物	種実類	菓子類	きのこ類	海藻類	調味嗜好飲料
100	80	5	15	10	10	100

その他食品	その他野菜
5	200

(3) 調理

温かいものは温かく、冷たいものは冷たくして提供できる工夫をするとともに、盛り付けや配膳にも気を配る。

(4) 検食

検食簿により、味付けや献立通りの食事などを確認し、改善及び向上していく。

(5) 給食会議

毎月1回、献立や給食に関して討議する。

8. 医療、健康管理、保健衛生

(1) 基本方針

- ① 安全で衛生的な環境整備
- ② 日々の体調管理による健康の維持・増進
- ③ 健診の実施などによる異常の早期発見
- ④ 保護者との看護・医療面における丁寧な情報交換及び意思決定支援

(2) 実施事項

- ① 安全で衛生的な環境整備
 - ・ 毎朝の園内清掃
 - ・ 定期的な換気
 - ・ 活動後や食前の手洗い
 - ・ シーツ交換・寝具の日光消毒（1回／週）
 - ・ 歯ブラシの交換（1回／月）、コップの消毒（1回／週）
 - ・ 使い捨て手袋・マスク・手指消毒剤など衛生用品の使用
 - ・ 危険に配慮した環境整備（必要個所の施錠や鍵の管理、廊下に不要なものを置かない、故障個箇所の速やかな修繕など）
 - ・ 定期的な園内の巡回、館内の把握職員配置による見守り
 - ・ 利用者個々の状態に合わせた個別対応
 - ・ 厨房職員の便細菌検査（1回／週）
 - ・ 水質検査（1回以上／年）
- ② 日々の体調管理による健康の維持・増進
 - ・ 起床時の検温
 - ・ 体重測定（1回／月）

- ・ 血圧測定（1回／月）
- ・ 規則正しい生活のサポート
- ・ 夜間の睡眠の観察
- ・ 室温・衣類調整
- ・ 爪切り（毎水曜日）、髭剃り・口腔ケア・入浴介助・スキンケア（毎日）
- ・ 食事（食べ方・摂取量）の観察、個々に適した食形態での提供
- ・ 体重管理
- ・ 定期的な歯科受診（1回以上／年）
- ・ 必要に応じた病院受診、医療機関との連携
- ・ 服薬管理
- ・ 生活介護サービスにおける、月1回の医師の往診（1回／月 第1月曜）

③ 健診の実施などによる異常の早期発見

- ・ 健康診断…医師の問診・聴診、検尿、血圧測定（2回／年）
- ・ 胸部レントゲン撮影（1回／年）
- ・ 血液検査（1回以上／年）
- ・ 35歳以上の胃・十二指腸内視鏡検査（1回／年 希望者のみ）
- ・ レディース検診の実施（子宮がん・乳がん 各1回／年）
- ・ 速やかな二次健診の実施

④ 保護者との看護・医療面における丁寧な情報交換及び意思決定支援

- ・ 在園時の様子や帰宅中の様子についての情報共有
- ・ 予防接種や内視鏡検査実施のための同意書による意思確認
- ・ 健康診断や内視鏡検査および受診した際の報告や意思決定にかかる相談
- ・ 医師からの病状説明（服薬の調整や精密検査時）を受ける際の同伴

月	受診・健診	そのほか
4	・ 嘱託医往診 （1回／月・第1月曜） ・ 歯科受診（1回以上／年）	・ 歯ブラシ交換（1回／月） ・ 体重・血圧測定（1回／月） ・ 体重管理（適宜） ・ 厨房職員の便細菌検査（1回／週）
5	・ 胃・十二指腸内視鏡検査 （～3月）	
6		
7	・ 健康診断	
8		

9	・ 脳波（対象者）（～11月）	
10	・ 胸部レントゲン ・ 血液検査	
11		・ インフルエンザ予防接種
12	・ レディース健診…子宮がん	
1	・ レディース健診…乳がん	
2	・ 健康診断	
3		

<年間計画>

※水質検査（1回以上／年）

第3章 利用者の状況

1. 年齢別利用者の状況（R6. 4. 1現在）

年齢	23	24	25	26	35	36	37	38	40	41	42	43
男性	1	1	1	1	1	2	1	1	2		1	3
女性										1		
合計	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	3

年齢	47	48	49	50	51	52	56			合計	平均年齢
男性	2		1	3	3	3	1			28	42.6
女性		1	1			1				4	46.5
合計	2	1	2	3	3	4	1			32	42.1

2. 福祉事務所別利用者の状況（R6. 4. 1現在）

	大分市	別府市	日田市	津久見市	臼杵市	杵築市	由布市	豊後大野市	佐伯市			合計
男性	18	1	1	1	3	1	1	1	1			28
女性	4											4
合計	22	1	1	1	3	1	1	1	1			32

3. 判定別利用者の状況

<療育手帳>

	A 1	A 2	B 1	B 2	合計
男性	1 0	1 6	1	1	2 8
女性	2		2		4
合計	1 2	1 6	3	1	3 2

<障害程度区分>

	6	5			合計
男性	2 7	1			2 8
女性	3	1			4
合計	3 0	2			3 2

4. 入園前の状況

	支援学校高	支援学校中	高校中退	通所授産	作業所	在宅	合 計
男性	6	6	1	4	2	9	2 8
女性	2	1		1			4
合 計	8	7	1	5	2	9	3 2

第4章 防 災

年間防火管理業務実施計画表

月	行 事	消 防 訓 練	自 主 点 検	消防設備点検
4		避難訓練	建築物・火気使用設備点検	
5		避難訓練	〃	
6		消防訓練	〃	外観・機能総合点検
7		避難訓練 (夜 間)	〃	
8		避難訓練	〃	
9		避難訓練 (夜 間)	〃	
1 0		避難訓練	〃	
1 1	秋の全国火災予防運動	総合消防訓練 (消火通報)	〃	
1 2		避難訓練	〃	外観・機能総合点検

1		避難訓練	〃	
2		避難訓練	〃	
3	春の全国火災予防運動	避難訓練	〃	

※避難訓練については、通報連絡、消火活動、避難誘導の基本3項に基づいて行い、毎回テーマを持って行う。また、事前連絡なしで行う場合もある。

<避難訓練について>

1. 非常ベルが鳴ったら、火災受信機で出火場所を確認し、出火状況を見に行く。その後、火災放送を行い、職員は放送の指示に従い利用者を非常口から避難誘導する。点呼者は名簿と拡声器、救護係は救急箱を持ち出す。
2. 初期消火係は、消火器を使い、初期消火に努め、防火管理者に報告する。
3. 最終確認者は、各棟の居室、トイレの最終確認を行う。
4. 点呼者は、素早く点呼をとり、人員把握をした後、防火管理者に報告する。その他の職員は、利用者の動向を見守りながら点呼の協力をする。

※ディレクターが、その日の出勤者で自衛消防隊を作成する。

※夜間は、夜勤者が通報連絡・避難誘導・点呼、H勤者・夜勤2が避難誘導を行う。

注意点

- ・初期消火は、天井に炎が達するまでとする。
- ・出火場所の傍を通過して避難しない。
- ・避難誘導の際、館内の窓を閉める。

<地震の場合>

- ・地震発生後は、すぐに避難するのではなく、まずは火の元の確認や利用者の安全の確保、建物や周囲の状況を確認する。けが人がいる場合には応急手当をする。
- ・状況によっては、速やかに利用者を避難場所に避難させる。

<風水害の場合>

- ・災害発生後は、すぐに避難するのではなく、まずは火の元の確認や利用者の安全の確保、建物や周囲の状況を確認する。けが人がいる場合には応急手当をする。

- ・状況によっては、速やかに利用者を館内の安全な場所に避難させる。また、ガラス等の破損があった場合には、応急的に修繕を行う。

令和 7 年度

ライフサポートセンターなごみ園

事業計画

ライフサポートセンターなごみ園は、平成 13 年 10 月より児童の通所支援サービスを開始しました。平成 29 年 4 月からは、それまでに行っていた未就学児への児童発達サービスを廃止して、生活介護事業のサービスを開始しました。生活介護事業をスタートした平成 29 年は在籍する利用者は 5 名で 1 日平均約 4 名の利用者数でスタートしましたが、6 年目にあたる令和 4 年 4 月には在籍する利用者が増え、1 日の平均利用者は 10 名と、定員いっぱいの利用者が通所しており、ニーズの高まりが年々強くなりました。利用者数の増加や多様な障がい特性への配慮に対応するためには、既存の建物だけでは対応が難しく新規事業所の建設に着手し、令和 5 年 3 月に建物が完成しました。新規事業所では生活介護事業と新たに、就労継続支援 B 型のサービスをスタートしました。

新規事業が始まって 3 年目となりますが、令和 7 年からは就労継続支援 B 型事業の新規利用者が 4 名、生活介護事業の新規利用が 1 名増えるようになっており大きな変化の年となります。

就労継続支援 B 型事業については、新規利用者が増えるので新たな業務を取り入れて、作業内容の充実と工賃アップを目指します。具体的には 1 つ目にコーヒー関連商品のインターネット販売をスタートします。インターネットの販売を開始することで、売り上げ増を目指し、パソコンが得意な利用者にメールのチェックややりとりについても職員がサポートをしながら取り組んでいきます。2 つ目に、洗車業務に取り組む予定としています。洗車をして欲しいというニーズが多くあることと、メンテナンス検定に取り組んでいる利用者が新たに加わるので、その才能を活かすために新たに業務として取り入れていく予定です。また、これまで 1 つの部屋で作業をしていましたが、作業内容や特性への配慮を行いながら 2 つの部屋を活用して作業を行う予定です。

生活介護事業については新規利用者が 1 名増えるので、現利用者とのバランスを考えた部屋割りや、作業内容の検討などを行っていきます。

放課後等デイサービスは、高校生が 5 名卒業するので、新規利用児童の受け入れを積極的に行います。小学校 1 年生の新規利用児童が新たに 6 名通所する予定となっており、学校や他関係機関と連携しながら、安心して通えるための体制を作っていきます。

「生活介護事業」

第1章 運営理念

(1) 目的

利用者の自立と社会参加を図ることを目的とし、生きがいとしての生産活動や余暇的、文化的活動を提供する。

(2) 方針

- ① 人権と主体性を尊重し、常に利用者の立場に立って支援する。
- ② 自立した日常生活及び社会生活を営めるように支援する。
- ③ 安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる支援を行う。
- ④ 地域や家族との結びつきを重視し、関係機関との連携に努める。

第2章 施設の概要

- | | |
|---------|-------------------------|
| ① 名称 | 生活介護事業所 なごみ工房 |
| ② 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町大寒 2148-1 |
| ③ 利用定員 | 生活介護事業 10 名 |
| ④ 運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ⑤ 管理者 | 秋月 正博 |
| ⑥ 対象者 | 発達障がい者及び精神障害者・知的障害者 |
| ⑦ 設備の概要 | 厨房、更衣・休憩室、事務室、作業室、トイレなど |

第3章 事業の概要

(1) 作業の種類

生産活動

- ・アルミ缶潰し ・ピザ作り
- ・和紙作り (牛乳パックカット、フィルムはがし、紙すき、ポチ袋組み立て)

美術活動

- ・絵画制作 ・アイロンビーズ作品制作 ・モザイク作品制作 ・織物
- ・デジタルアート

(2) 活動日

月曜日から金曜日 (但し、土、日、祝日も活動する場合もある。)

(3) 日課

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 9 : 0 0 | 通所・更衣 (朝の会・ラジオ体操) |
| 1 0 : 0 0 | 活動開始 (生産活動) ※ 1 時間ごとに 10 分休憩をはさむ |
| 1 2 : 0 0 | 昼食・休憩 |

13:00 活動開始（生産活動・余暇活動）

15:30 帰りの会

（４） 工賃

利用者に対して生産活動及び就労に向けての支援の機会を提供し、そこから得た事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払う。また、商品の売上げに応じて毎年９月と３月に特別賞与を支払う。

（５） 事業内容

- ① 利用者の能力、置かれた環境や日常生活全般の状況等を通して、利用者の希望する活動及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう個別支援計画を作成する。
- ② 利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族の相談に応じ、必要な助言やその他の支援を行う。
- ③ 利用者の特性や能力、希望する活動の状況に応じて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援する。

第４章 職員の体制

管理者	1名（常勤）
サービス管理責任者	1名（常勤・専従）
生活支援員	6名（常勤）
生活支援員	2名（非常勤）
機能訓練担当職員	1名（常勤）
看護師	1名（常勤）
看護師	1名（非常勤）
嘱託医	1名（非常勤）
合計	12名

第５章 防災

- 1、避難訓練は年２回行う。
- 2、避難訓練等は、防火管理者が計画して実施する。
- 3、消防設備の点検委託を年１回以上行う。

第６章 職員の研修・育成について

発達支援、就労支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。

「就労継続支援 B 型」

第 1 章 運営理念

(1) 目的

利用者に福祉的就労の場を提供するとともに、一般就労に向けての支援によって、自立と社会参加を図ることを目的とする。また、生きがいとしての生産活動や余暇的、文化的活動を提供する。

(2) 方針

- ① 人権と主体性を尊重し、常に利用者の立場に立って支援する。
- ② 自立した日常生活及び社会生活を営めるように支援する。
- ③ 安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる支援を行う。
- ④ 地域や家族との結びつきを重視し、関係機関との連携に努める。
- ⑤ 就労に必要な知識及び技術の向上に努めるとともに、可能な限り一般就労に向けて支援する。

第 2 章 施設の概要

名称	ライフサポートセンター なごみ園
所在地	大分県豊後大野市犬飼町大寒 2148-1
利用定員	就労継続支援 B 型 10 名
運営主体	社会福祉法人 萌葱の郷
管理者	秋月 正博
対象者	発達障がい者及び精神障害者・知的障害者
設備の概要	地域交流スペース、厨房、作業室、軽作業室、休憩室、準備室 前室、倉庫、事務室兼 IT 作業室、相談室、アート作業室

第 3 章 事業の概要

(1) 作業の種類

< コーヒー豆・ドリップパックの販売 >

- ・ コーヒーの焙煎 ・ コーヒー豆の選別（ピッキング） ・ コーヒー豆を挽く
- ・ 軽量作業・ドリップ袋への袋詰め ・ コーヒー袋詰め ・ シール貼り
- ・ シーラーで包装・配達作業

< 地域交流スペースにおける業務 >

- ・ 接客業務 ・ 清掃業務 ・ 厨房内での洗い物 ・ 食器の片付け

< IT 作業室における業務 >

- ・ 名刺作成 ・ コーヒーパッケージのデザイン ・ アート作品の商品化デザイン
- ・ 商品化業務 ・ ネット販売業務

< アート活動 >

・絵画制作 ・アイロンビーズ作品制作 ・木工作業

<外活動>

・洗車

(2) 活動日

月曜日から金曜日（但し、土、日、祝日も活動する場合もある。）

(3) 日課

9 : 0 0	通所・更衣（朝の会・ラジオ体操）
1 0 : 0 0	活動開始※1時間ごとに10分休憩をはさむ
1 2 : 0 0	昼食・休憩
1 3 : 0 0	活動開始※1時間ごとに10分休憩をはさむ
1 5 : 0 0	活動終了後、帰宅

(4) 工賃

利用者に対して生産活動及び就労に向けての支援の機会を提供し、そこから得た事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払う。

(5) 事業内容

- ①利用者の能力、置かれた環境や日常生活全般の状況等を通して、利用者の希望する作業や就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう個別支援計画を作成する。
- ②利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族の相談に応じ、必要な助言やその他の支援を行う。
- ③利用者の特性や能力、希望する就労の状況に応じて、就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援する。
- ④一般就労への支援として、障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所、大分障害者職業センター、大分県発達障がい者支援センター等の関係機関と連携し、就労に向けての支援や相談等に努めて行く。

第4章 職員の体制

管理者	1名（常勤・専従）
サービス管理責任者	1名（常勤・専従）
職業指導員	2名（常勤・専従）
生活支援員	1名（非常勤・兼務）
嘱託医	1名（非常勤・兼務）
合計	5名

第5章 防災

避難訓練は年2回行う。
避難訓練等は、防火管理者が計画して実施する。
消防設備の点検委託を年1回以上行う。

第6章 職員の研修・育成について

発達支援、就労支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。

「放課後等デイサービス事業」

「保育所等訪問支援事業」

第1章 運営理念

(1) 目的

利用児童が地域で安心して暮らしていくために、地域における発達支援の拠点となるための相談支援や、1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、それぞれが持っている才能支援の推進に努める

(2) 支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ① 施設の名称 | こども発達・才能支援センター なごみ |
| ② 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町大寒 2149 番地 1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 秋月 正博 |
| ⑤ 実施予定日数 | 週6日（月、火、水、木、金、土） |
| ⑥ 職員配置 | 施設長、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士 |
| ⑦ 設備の概要 | 遊戯室、指導訓練室、医務室、相談室、静養室等 |

第3章 事業の概要

- (1) 対象児童 大分県内の、通園による指導になじむ障がいのある幼児及び適当と認めら

れる20歳未満の学齢児とする

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

(4) 訪問支援 保護者による希望に応じ、保育所を始めとする関係機関を訪問する

(5) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(6) 発達支援計画の作成

子どもの特性及び、その家族等の希望に基づいて発達支援の目標や方向性、具体的内容を明確に表した発達支援計画を作成し、その実施状況や経過についても保護者に理解しやすい形で説明する

(7) 日課

- ① 午後Aコース 14:00～17:00 (月曜日～金曜日)
- ② 午前Bコース 9:30～11:30 (土曜日午前)
- ③ 午後Cコース 14:00～16:00 (土曜日午後)

(利用者のニーズや特別な事由により、日課時間以外の受け入れを行う場合があります)

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
① 14:00	登園 自由遊び・個別学習	ブランコやトランポリン、ボールプール等の大型遊具やパズル、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
② 9:30		
③ 14:00		
① 16:00	お集まり	工作や調理などといった技能的な課題

② 11 : 00 ③ 15 : 00	集団活動・親子遊び 粗大運動・芸術活動 工作活動・制作活動 調理実習・課外活動 リラクゼーション 専門活動	状況や、SST プログラムを通して社会的な 適応力を育てます。
① 16 : 45 ② 11 : 15 ③ 15 : 45	おやつ 準備・片付け	自己表出支援とともに、集団のルールに 応じることや、片付け、準備などといった 整理意識を育てます。
① 17 : 00 ② 11 : 30 ③ 16 : 00	降園	今日の活動内容や次回の活動内容の確 認をすることで、自己意識や先の見通しを 得る力を育みます。

活動とそのねらい

- ◎個別学習：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく（ブランコ・トランポリン・ボールプール・巧技台等）。
- ◎音楽活動：音楽等を通してながら、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく（模型・粘土等）
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通してながら、季節感や創作意欲を獲得していく（クリスマス用靴下、ひなかざり等）。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。
- ◎課外活動：公共の場に参加することなどを通して社会的なルールの存在に対する気づきを促す（地域交流・交通機関の利用等）。
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シート遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。

専門活動とそのねらい

◎モラルスキルコーチング：他者とのコミュニケーション方法、問題解決スキルといった人づきあいを円滑に進めていく技術の習得を狙いとして行う。

◎ソーシャルスキルトレーニング：電車乗車やお買い物、調理など生活に側したスキルを身に付けていくことを目標に支援していく。細かい活動内容に関しては保護者との話し合いの中で出た希望を踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

(8) 年間行事 行事を通して他者と共有した経験を積み重ねていくことで集団・仲間意識や社会的な適応力を育てていく。

(9) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、なごみだより（新聞）を通して、継続的になごみ園の事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

(10) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。社会性が身に付きにくい発達障がいのある児童を対象に、良好な人間関係を具体的に学習できる場面を柱にした支援を行う。また、定期的に動作法の専門家に来園していただき、からだを通してのコミュニケーションや自己コントロールの仕方を学ぶ場を設ける。

(11) 地域交流

地域ボランティアや幼稚園・保育園を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通しながら、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(12) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(13) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

施設長

1名（常勤）

児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
保育士	3名（常勤）
児童指導員	1名（常勤）
保育士	1名（非常勤）
心理担当職員	1名（常勤）
児童指導員	1名（非常勤）
	合計8名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じて児童発達支援管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

「日中一時支援サービス」

第1章 運営理念

（1）目的

利用者の自立と社会参加を図ることを目的とし、生きがいとしての生産活動や余暇的、文化的活動を提供する。

（2）方針

- ① 人権と主体性を尊重し、常に利用者の立場に立って支援する。
- ② 自立した日常生活及び社会生活を営めるように支援する。
- ③ 安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる支援を行う。
- ④ 地域や家族との結びつきを重視し、関係機関との連携に努める。

第2章 施設の概要

- ① 名称 ライフサポートセンターなごみ園
- ② 所在地 大分県豊後大野市犬飼町大寒2 1 4 9-1
- ③ 利用定員 10名
- ④ 運営主体 社会福祉法人 萌葱の郷
- ⑤ 管理者 秋月 正博
- ⑥ 対象者 発達障がい者及び精神障害者・知的障害者
- ⑦ 設備の概要 厨房、更衣・休憩室、事務室、作業室、トイレ

第3章 事業の概要

（1）活動日

月曜日から金曜日（但し、土、日、祝日も活動する場合もある。）

（２）日課

１５：００ 活動開始（創作活動、体力づくり）

１６：００ おやつ

１６：５０ 帰りの会

１７：００ 活動終了後、帰宅

（３）事業内容

①利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族の相談に応じ、必要な助言やその他の支援を行う。

②利用者の特性や能力、希望する活動の状況に応じて、創作的活動、生産活動、体力づくりの機会を提供し、日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援する。

（４）緊急時における対応方法

利用者に病状の急変などが生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じる。

（５）苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第４章 職員の体制

管理者	１名（常勤）
生活支援員	１名（常勤・兼務）
生活支援員	１名（非常勤）
	合計３名

第５章 防災

- （１）避難訓練は年２回行う。
- （２）避難訓練等は、防火管理者が計画して実施する。
- （３）消防設備の点検委託を年１回以上行う。

第６章 職員の研修・育成について

発達支援、就労支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる

令和 7 年度大分県発達障がい者支援センター事業計画

大分県発達障がい者支援センターECOAL（以下「ECOAL」と称す）は、平成 17 年から大分県の委託を受けて県内の発達障がいに関する支援の中心として、各種支援体制を作ってきました。平成 18 年度からは、「大分県発達障がい者支援専門員養成研修（以下「SV 研修」と称す）」を開始し、各地域にキーパーソンとなる専門家を養成し、現在 SV 研修を修了した方は 403 名となっています。

平成 21 年からは、SV 研修を修了された専門員の方々が大分県発達障がい者支援専門員の会（以下「SV の会」と称す）を立ち上げ、独自に研修会や事例検討、相談会を開催するなど、日々発達障がい児・者の支援にご活躍頂いています。また、令和元年からは「大分県発達障がい者支援専門員等派遣事業」も始まり、困りを抱えている保育園や幼稚園や子ども園、学校、福祉施設などに対して SV やペアレントメンターを派遣し、スーパーバイザー、講師などとして活動していただいています。

令和 3 年からは、「子どもの発達支援コンシェルジュ」が各圏域の相談支援事業所等に配属され、令和 4 年には就学に際して切れ目のない支援体制を構築していくためのガイドラインが作成されるなど、支援体制が整えられてきております。発達障がいの支援において、重要なのは多職種協働や他機関との連携です。大分県では、これまでそのためのネットワーク作りを構築してきました。発達支援コンシェルジュや SV の会、ペアレントメンターや当事者の会、親の会、保育コーディネーターの会などと連携しながら、令和 7 年度も発達障がいのある当事者や親、支援者への支援に取り組んでいきたいと考えております。

また、令和 4 年から、YouTube にて「育ちのミカタ」というチャンネルを開いております。SV へのインタビューを載せた「あなたの町の SV さん」や、萌葱の郷理事長五十嵐康郎の「現場で役立つ自閉症療育」、社労士による「障害基礎年金 Q&A」など多岐にわたるコンテンツを配信しています。こうした取り組みも継続し、普及啓発にも力を入れていきたいと考えております。

第1章 運営理念

(1) 目的

発達障害者支援法に定める発達障がい児・者が地域で安心して暮らすことを目的に、本人やその他の家族等への相談・発達支援・就労支援を行うとともに、関係者等への普及・啓発及び関係機関との連携を図ることで発達障がい児・者に対する総合的な支援体制の整備を推進し、誰もが安心して豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 運営方針

① 総合的な相談支援と支援体制の整備

発達障がい者や家族、支援者等からの多様な相談に応じるとともに、関係諸機関との連携を深めることにより、発達障がい児者が地域生活をおくるために適切なサービスの利用や社会資源の活用を促すことで、安心して暮らすことのできる体制づくりを目指す。

② 専門的支援の実施

関係諸機関が発達障がい者の発達段階やニーズに基づいた支援プログラムを提供できるよう、アセスメント情報や支援モデルの開発と実施に取り組む。

③ 普及啓発活動及び、人材育成

発達障がい者及び家族、医療、保健、福祉、教育、労働、司法等の業務に携わる者や関係諸機関、民間団体、ボランティアに従事する者から一般市民に対して、発達障がいの理解を促す普及啓発を行うとともに、発達障がい者の地域生活支援の軸となる人材を育成する。また、SNSなどを活用し、発達障がいについて広く普及啓発していけるようコンテンツの充実を図る。

④ 地域支援ネットワークの構築

発達障がい者支援センター連絡協議会や、自閉症協会をはじめとする親の会、発達障がい者支援専門員の会、保育コーディネーターの会、子どもの発達コンシェルなどの関係諸機関及び民間団体との連携を深め、地域におけるさまざまな社会資源との調整や支援ネットワークの構築を目指す。

(3) 運営方法

①相談支援に関しては、年齢に関係なく、当事者・親・支援者等からの発達障がいに関する相談を受け、実際の事例やモデルをもとにして、ライフステージを通じた情報提供や、解決に向けた支援を行う。

②各関係機関などと連携し、「発達支援ファイル」や「発達支援登録証」等を通して個々の特性に応じた配慮や環境調整を求める。また、当事者や保護者などの不安や困りに対するフォローが地域で保障される体制づくりを推進するために、各関係機関や発達障がい者支援専門員や発達支援コンシェルジュと連携する。

- ③ 青年・成人期の当事者交流会を中心にして、余暇や自己理解をすすめる支援を行うとともに、本人や保護者の希望に応じて、一般就労や福祉的就労をする企業や事業所等にも訪問して周囲の理解や配慮を求める。
- ⑤ 発達障がい者支援専門員養成研修の事務局となり、初・中・上級の3ヵ年計画でゼネラリストとしての視点を有する専門性を養成するとともに、研修を修了した発達障がい者支援専門員を各機関に派遣する。
- ⑥ ECOAL が開催・共催する講演会や研修会の他にも、必要に応じて各関係機関に講師の派遣を行う。
- ⑦ 発達障害者支援センター全国連絡協議会や発達障害情報センターなどと情報交換を行う。
- ⑧ 県民や関係機関に対して HP やパンフレット「発達障がいってなんだろう？」「育てにくさ、関わりのむずかしさで悩んでいませんか？」を配布し、情報提供をする。また、希望に応じて配布を行う「発達支援ファイル」と診断や心理判定結果などをもとに交付する「発達支援登録証」の活用を提案し、地域での発達障がいの特性に応じた理解や配慮を促す。
- ⑨ 大分県発達障がい者支援体制整備基本方針に加え、日々、寄せられる相談をふまえて発達障がい者の支援体制の整備を考察するとともに、大分県自閉症協会をはじめとする親の会等と連携しながらニーズを把握し、関係機関に対して情報提供や連絡調整を行うことで支援体制の充実を目指す。

第2章 事業の概要

(1) 発達障がい児・者及びその家族等に対する相談支援

① 相談支援の内容

発達障がい児・者に関する育児、生活、療育、保育、教育、行動課題等における相談支援を行う。

② 相談支援の方法

来所又は電話の他、インターネット・メール・zoom・FAX 等の情報通信機器を通して行う（予約制とし、1 回につき1 時間程度を基本とする）

③ 相談支援の件数

来所、訪問、電話など合わせて2000 件（月平均約170 回）程度を行う。

(2) 発達障がい児・者及びその家族等に対する発達支援

① 発達支援の内容

発達障がい児・者へのカウンセリングや自己理解をすすめる支援を行うとともに、「発達支援ファイル」の配布や「発達支援登録証」の交付を行うことで、個別支援計画作成の後押しを行う。

②発達支援の方法

直接支援においては、主に当事者による交流会を開催して行う。

「発達支援ファイル」は、希望者に HP や関係機関を介して配布する。

「発達支援登録証」は、診断や心理判定に基づいて、該当者のみに交付する。

③発達支援の件数

当事者の集い 12 回（月 1） 10 人（登録 20 人）× 12 回＝120 人（延べ数）

発達支援ファイルの配布 36 冊（月平均 3 冊）

発達支援登録証の発行 36 回（月平均 3 人）

（３）発達障がい者に対する就労支援

①就労支援の内容

就労を希望する発達障がい者への相談支援を行う。

②就労支援の方法

対象者からの希望に応じて就労機関の紹介、当事者の集いを開催するなど、就労の継続に必要なアドバイスを行うとともに、雇用側に障害特性や就業適性の説明ができるキーパーソンを養成することで、作業工程や環境調整への配慮を深める。

③支援の件数

当事者の集い 6 回（隔月） 15 人（登録 50 名）× 6 回＝90 人（延べ数）

相談支援 120 人（新規 60、継続 60）× 3 回＝360 件

（４）関係施設及び関係機関等に対する普及・啓発及び研修

①講演会 年 1 回 参加者 200 名

発達障がい児・者の家族や支援に関わる者を対象として、障がいの理解を深めるために第一線で活躍している療育指導者や学者等を招いて開催する。

②大分県発達障がい者支援専門員養成研修 通年（110 回）

医療、保健、教育、福祉、労働の各分野において、発達障がい児・者のライフステージを見通した相談や支援を行う専門家（スーパーバイザー）を養成する。

上級 35 日（保護者会 28 日＋事例検討 6 日＋講義 1 日）、参加者 30 名

中級 59 日（実習 57 日＋講義 2 日）、参加者 30 名

初級 16 日（視察 13 日＋講義 3 日）、参加者 30 名

合計 110 日

③「発達支援ファイル」の作成や、「発達支援登録証」の発行を通して、発達障がいの特性について普及・啓発をすすめると共に、個々の配慮点などについて関係機関同士で情報の共有化を図る。

④ 発達支援ガイドや自閉症支援マニュアルなどの冊子以外にも、ホームページ等

を通して発達障がい者の特性や大分県の発達支援情報などを提供する。

- ⑤ 関係機関（保育・教育・福祉・医療・労働・司法等）からの要請に応じて、発達障がい児・者の特性や配慮点・支援方法などについての講師派遣を年間30件ほど実施する。
- ⑥ 大分県発達障がい者支援専門員の会の事務局を務め、共同主催による研修を開催する。
- ⑦ 大分県発達障がい研究会事務局を務め、発達障がいの研修会を開催する。
- ⑧ パンフレット「発達障がいってなんだろう？」「育てにくさ、関わりのむずかしさで悩んでいませんか？」を関係機関に配布し、普及・啓発に努める。
- ⑨ YouTubeにて発達障がい者支援専門員の思いや、支援に役立つ情報など普及啓発につながるようなコンテンツを展開していく。

（５）関係機関等との連携

①大分県発達障がい者支援センター連絡協議会 年3回

医療、保健、教育、行政、福祉、労働、親の会等の代表者による連絡会議を行い、大分県発達障がい者支援センターの事業計画・事業内容・実施の状況等を報告・周知するとともに、関係機関からの情報・要望等を出し合い、県内の発達障がいに関する支援について検討する。

②個別支援・調整会議 年36回程度（月平均3回）

個別の事例を検討する会議や、県や市町村での支援体制に関する検討会議に参加し、関係機関と情報交換を行うことで市町村における支援体制の充実を図る。

③ 機関コンサルテーション 年36回程度（月平均3回）

関係諸機関における事例検討会や個別支援計画の作成等に協力して助言やスーパーバイズを行うとともに、各圏域の関係機関と連携しながら支援ネットワークの構築を推進する拠点を定める。また、大分県自閉症協会の年少部会や青年部会、高機能・アスペルガー部会において行われる定例会等に参加し、情報提供を行う。

④ 大分県発達障がい者支援専門員及びペアレントメンター派遣（年間200回）

大分県発達障がい者支援専門員を保育園や幼稚園、子ども園、学校、施設等に派遣し、スーパーバイズを行ったり、研修講師を行い、地域での支援力を高める。ペアレントメンターは、親の会や市町村などで行われる親子教室や健診、茶話会などに派遣し、親支援を行う。

第3章 職員の体制

センター長	1名
相談支援	1名

発達支援	1名
就労支援	1名
地域支援マネージャー	1名

合計 常勤5名

第4章 職員の研修・育成について

(1) 目的

発達障がい者支援センター運営事業実施要綱にもある通り、職員の相談、支援等における知識や技術の向上を目指す。

(2) 参加内容

発達障がい者支援センター全国連絡協議会
 発達障がい者支援センター九州ブロック会議
 発達障がい者支援センター職員研修会
 九州自閉症研究協議会
 大分県発達障がい研究会

令和7年度 ホームヘルプサービスセンター らすかる事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

日常生活を営む際に支援を必要とする障がい児・者の家庭等にホームヘルプを派遣して適切な居宅介護等のサービスを提供することにより、障がい児・者の生活の安定や自立、社会参加を促進することを目的とする。

(2) 支援員の心得

- ① 人権と主体性を尊重し、豊かな地域生活を支援する。
- ② 親切・丁寧をモットーに個別のニーズに応じたサービスを提供する。
- ③ プロとしての自覚に基づいて、専門性と援助技術の向上を目指す。

(3) 基本方針

障がいを持った方々の地域での生活がより豊かになることを目指し、個々の特性に応じて必要な支援をしていく。利用者や保護者のニーズに応じて余暇活動（公共交通機関の利用や大型商業施設の利用など）の展開を計画し、より満足できるサービスを提供していく。

例年、多くの利用者から利用回数・時間の増加などのニーズや新規利用の問い合わせがあり、現在の体制では十分に対応できていない状況にある。そのため、登録ヘルパーの確保に努めていきたいと考えている。

また、当法人の基本的理念の理解や専門性の向上などを目的としたヘルパー研修会や各種講演会などを通して、支援技術の向上させ、質の高いサービス提供を目指していきたい。

さらに、利用者のニーズや実態に応じて、各関係機関（めぶき園、どんこの里、なごみ園、大分なごみ園、なかよしひろば、ECOAL）と連携をとりながら、ライフステージを通じて地域福祉・在宅福祉の支援を充実させていく方針である。

第2章 拠点施設の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 施設の名称 | ホームヘルプサービスセンター らすかる |
| (2) 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町下津尾4355番地10 |
| (3) 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| (4) 所長 | 福田 和彦 |
| (5) 定員 | 定員制限なし |
| (6) 事業開始年月日 | 平成17年6月1日 |
| (7) 実施予定日数 | 週7日（月、火、水、木、金、土、日） |
| (8) 実施地域 | 実施地域は、豊後大野市・大分市・臼杵市・竹田市・別府市・佐伯市の区域を基本とする県下全域である。 |
| (9) 職員 | 介護福祉士、ヘルパー、看護師等 |
| (10) 設備の概要 | 障害者支援施設めぶき園内 |

第3章 事業の概要

(1) 対象者 市町村にて介護給付の認定を受けられた方（受給者証取得）

(2) 利用料 介護給付の一角

(3) 提供するサービスの内容

①身体介護（身体介護に関すること）

入浴・排泄・食事・衣服着脱の介護、身体清拭、洗髪、通院等の介助その他必要な身体介護

②家事援助（家事に関すること）

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事

③行動援助（行動障害の援助に関すること）

行動が困難で常に介助が必要な人に、行動する時に危険を回避するために必要な介助や外出時の移動の補助に関すること

④移動支援

外出時における移動の介護等、外出時の付き添いに関すること

⑤乗降の介助に関すること

⑥相談、助言指導に関すること

生活や介護に関する相談、その他必要な相談、助言指導

(4) 居宅介護計画（個別支援計画）の作成

障がい児・者及びその家族等のニーズや障がい特性に基づいて、アセスメントをとり、居宅介護計画（個別支援計画）を作成する。支援目標や方向性、具体的内容を明確にして、利用者の特性に応じて支援を実施するとともに、その実施状況や評価についても保護者へ報告する。また、ヘルパー研修会や個別支援会議で個別支援計画の見直しも図り、より良い支援を提供していく。

(5) 緊急時等における対応方法

居宅介護の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(6) 苦情解決

提供した居宅介護に関する利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（福田）
サービス提供責任者	1名（久保田）
サービス提供者	21名（めぶき園兼務）
	5名（どんこの里兼務）
	3名（なごみ園兼務）
	1名（なかよしひろば兼務）
	1名（ECOAL 兼務）

合計 33 名（サービス提供者）

第5章 職員の研修・育成について

サービス提供時における適切な支援技術や知識の向上を図るため、定期的にヘルパー研修会を開催し、法人内外の研修や講演会などへの参加をする。行動援護の資格要件を満たす「強度行動障害支援者養成研修」も必要に応じて受講する。

令和7年度 指定共同生活援助事業

グループホームかわしま 事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

利用者が地域において共同生活をしながら自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介助、相談、その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。

(2) 運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめ細やかな共同生活援助サービスを提供し、快適な生活の場を目指します。

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定共同生活援助（介護サービス包括型） |
| (2) 事業所の名称 | 共同生活援助事業 グループホームかわしま |
| (3) 事業所の所在地 | (A・B棟)大分県豊後大野市犬飼町下津尾 3709 番地 8
(戸次棟) 大分県大分市中戸次 4454 番地 1 |
| (4) 管理者 | 近藤 暢秀 |
| (5) サービス管理責任者 | 近藤 暢秀 |
| (6) サービスの実施地域 | 豊後大野市、大分市、臼杵市
その他の地域でもサービスを実施する場合もある。 |
| (7) 主たる対象者 | 知的障害者 |
| (8) 定員 | 18名（A棟:7名、B棟:7名、戸次棟:4名） |
| (9) 現員 | 17名（A棟:7名、B棟:6名、戸次棟:4名） |
| (10) 開設年月日 | 平成22年1月1日 |
| (11) 主な設備 | (A・B棟) 居室15室（全室個室）、食堂、浴室2ヶ所
便所4ヶ所、洗面所4ヶ所、
事務室（宿直室）
(戸次棟) 居室4室（全室個室、洗面所付）、食堂
浴室2ヶ所、便所3ヶ所、事務室、談話室 |

第3章 事業の概要

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

- | | |
|------------|---|
| ①相談及び援助 | 利用者及びその家族等が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。 |
| ②食事 | 栄養バランスと個人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。) |
| ③排泄 | 排泄に関する援助を行います。 |
| ④入浴 | 入浴に関する援助を行います。 |
| ⑤着替え・整容等 | 身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。
利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。季節による衣替え、整理、整頓。 |
| ⑥活動支援 | 地域行事への参加促進。
地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。 |
| ⑦健康管理 | 日中活動場所において、診察日を設けて健康管理に努めます。常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時は必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります。) |
| ⑧入院等に関する支援 | 希望によっては、職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行うことができます。ただし、入院時支援加算の算定内とします。 |

(2) 個別支援計画

利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成します。個別支援計画の内容について利用者とその家族等に対し説明し、文書により同意を求めます。

(3) 日課

7 : 0 0	起床・検温 清掃（居室・廊下・トイレ等）
8 : 0 0	朝食・歯磨き
8 : 4 0	出勤（めぶき園・なごみ園）
9 : 1 5	出勤（どんこの里いぬかい）
9 : 3 0	仕事・活動
1 2 : 0 0	昼食・休憩
1 3 : 0 0	仕事・活動 散歩(30分程度)
1 5 : 3 0	帰宅（なごみ園の利用者）
1 6 : 0 0	帰宅（どんこの里・めぶき園の利用者）
1 8 : 0 0	夕食・歯磨き 余暇活動（外食・買い物・コーヒータイム・おやつ等）
2 0 : 0 0	学習（実習日誌・日記の記入等） 自宅への電話
2 2 : 0 0	就床

※月～金曜日は上記の流れ。

※土～グループホームで過ごすが、月によって午前活動あり。

※日～グループホームで過ごす為活動はなし。

※随時、お誕生日会やお楽しみ会を実施。

(4) 支援内容

- | | |
|-------|--|
| ①日中活動 | 日中はどんこの里いぬかい・なごみ園・めぶき園に出勤して活動を行う。全て公用車で送迎を行う。 |
| ②食 事 | 朝食と夕食の全ての食事をグループホームかわしまで調理して食べる。少人数の特徴を生かしたメニューも取り入れ、家庭的な雰囲気のある食事を心掛け、食事をより楽しいものにする。昼食はそれぞれの活動場所で食べる。土曜と日曜も全ての食事をグループホームかわしまで食べる。随時、外食も実施する。 |
| ③入 浴 | 毎日グループホームかわしまで入浴を行う。男性はA棟、女性はB棟の浴室を使用。戸次棟の利用者は戸次棟の浴室を使用。毎日男性、女性それぞれ担当の職員が対応し、入浴介助を行う。 |

④洗濯

A棟・B棟・戸次棟にそれぞれ洗濯機を設置し、入浴後に各自で洗濯を行う。室内外どちらとも洗濯物を干すことが可能。衣類が乾きにくい時期は、大型乾燥機を使用する。

⑤余暇活動

グループホームかわしまでの生活をより楽しく充実したものにしていくため、余暇活動にはこれまで以上に力を入れている。夜間レク（下記参照）、コーヒータイム(毎週金曜日)、夜のおやつ(月～金曜日)はこれまで通り実施。その他、ビデオ鑑賞やカラオケ等、利用者のリクエストに応じて実施する。

月	余暇活動予定(定例)	季節限定活動
4月	夕食・本屋・カラオケ	
5月	夕食・本屋・カラオケ	
6月	夕食・本屋・カラオケ	
7月	夕食・本屋・カラオケ	
8月	夕食・本屋・カラオケ	
9月	夕食・本屋・カラオケ	
10月	夕食・本屋・カラオケ	ハロウィンパーティー
11月	本屋・カラオケ	一泊旅行(予定)
12月	夕食・本屋・カラオケ	クリスマス忘年会
1月	夕食・本屋・カラオケ	
2月	夕食・本屋・カラオケ	
3月	夕食・本屋・カラオケ	

⑥役割分担

トイレ、浴室、洗面所、廊下掃除などは、役割分担を決めて利用者に責任を持って取り組んでもらっている。食事の準備や片付けは職員が行うが、積極的に手伝いをしてもらい、日常生活に必要な技術を身につけてもらう。

⑦職員配置

以下の職員を配置している。

サービス管理責任者	1名（常勤・兼務）
生活支援員	7名（常勤）
	1名（非常勤）
世話人	2名（常勤）
	8名（非常勤）
看護師	1名（常勤）

	A・B棟	戸次棟
入浴支援	男女各1名	1名
宿直担当	1名	1名
遅番	1名	

⑧地域交流

河島地区（自治会）の行事や集会、清掃日等には職員が必ず出席し、班長といった役割も責任を持って果たしていく。可能な限り、積極的に近隣住民の方々や地域との交流を図っていく。

- ・毎年10月の第三土曜日と日曜日に開催される天満社秋季大祭という地区（天神町）の大きなお祭りがあり、開設以来、毎年利用者、職員がそれぞれ参加し、地域の方と山車を押したりして、地域住民の方々との交流を図っている。
- ・毎年7月の第一日曜日の天神町大掃除には職員が草刈り機を持ち込んで参加。定期的に当番が回ってくるゴミ出し場の清掃(1週間)も対応する。
- ・毎年行われる天神町自治会総会は必ず出席し、総会後の懇談会にも参加し交流を図る。

【グループホームかわしま】

年間防火管理業務実施計画表				
月	行事	消防訓練	自主点検	消防設備点検
4			建築物・ 火気使用設備点検	戸次棟総合点検 ※大分ノーマによる
5			〃	
6			〃	かわしま棟機器点検 ※大分ノーマによる
7			〃	
8			〃	
9		避難訓練(夜間)	〃	戸次棟機器点検 ※大分ノーマによる
10			〃	
11	秋の全国火災予防運動		〃	
12			〃	かわしま棟総合点検 ※大分ノーマによる
1			〃	
2			〃	
3	春の全国火災予防運動	避難訓練(夜間)	〃	

(1) 避難訓練について

通報連絡・消火活動・避難誘導の基本3項に基づいて行い、毎回テーマを持って行う。また、事前連絡なしで行う場合もある。

(2) 緊急連絡網について

どんこの里いぬかい・グループホームかわしま緊急連絡網に基づいて行う。

(3) 避難訓練について

①宿直者は、非常ベルが鳴ったら火災受信機で出火場所を確認し、出火状況を見に行く。その後、利用者の避難状況を確認し、指示を出しながら迅速に避難誘導を行う。避難の際に名簿と拡声器、救急箱を持ち出す。

②宿直者は素早く点呼をとり、人員把握をした後、防火管理者に報告する。その後は、利用者の動向を見守る。

令和7年度 指定障害福祉サービス事業所

どんこの里いぬかい 事業計画

第1章 運営理念

(3) 目的

利用者に福祉的就労の場を提供するとともに、一般就労に向けての支援によって、自立と社会参加を図ることを目的とする。また、生きがいとしての生産活動や余暇的、文化的活動を提供する。

(4) 方針

- ① 人権と主体性を尊重し、常に利用者の立場に立って支援する。
- ② 自立した日常生活及び社会生活を営めるように支援する。
- ③ 安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる支援を行う。
- ④ 就労に必要な知識及び技術の向上に向けて支援を行う。
本人の意向や適性を検討しながら、一般就労に向けても支援を行う。
- ⑤ 地域や家族との結びつきを重視し、関係機関との連携に努める。

第2章 施設の概要

① 名	称	指定障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい
② 所	在	地 大分県豊後大野市犬飼町久原1863番地の8
③ 利	用	定 員 就労継続支援A型10名、生活介護20名
④ 運	営	主 体 社会福祉法人 萌葱の郷
⑤ 管	理	者 近藤 暢秀
⑥	サービス管理責任者	工藤 貴志
⑦	対 象	者 発達障がい者及び精神障害者・知的障害者
⑧	設 備 の 概 要	厨房、フロア、事務室、販売所、更衣室 作業棟及び作業室、相談室、洗面所、トイレ他 A型～休憩室、面談室、更衣室、トイレ、作業場、 倉庫

第3章 事業の概要

(6) 作業の種類

<就労継続支援A型>

□畑業務

- ・季節ごとの野菜の露地栽培、出荷。
- ・加工品、コーヒー豆の販売

<生活介護>

□生産活動

- ・レストラン及び販売所業務
- ・お菓子等スイーツ作り及び販売
- ・機織り作業
- ・農作業
- ・アルミ缶つぶし作業
- ・外部受注作業（カッター組み立て作業、畜産公社の加工補助等）
- ・清掃作業（トイレ清掃、駐車場や敷地内の環境整備、GH清掃 等）

□クラブ活動（ダンス・動作法・美術）

□体力向上訓練（スポーツ・散歩）

□その他

- ・月1回、社会適応訓練を実施（外出・買い物学習）
- ・祝日の午後は、買い物学習を実施。

(7) 活動日

月曜日から金曜日（但し、土曜・祝日も活動する場合もある。）

(8) 日課

9:00	通所・更衣（ミーティング・体操）
	活動開始（就労継続支援A型）
9:30	活動開始（生活介護）
12:00	昼食（前半休憩組）
13:00	昼食（後半休憩組） 活動開始（前半休憩組）
14:00	活動開始（後半休憩組）
15:30	活動終了（生活介護）
16:00	活動終了（就労継続支援A型）
	活動終了後、帰宅

(9) 工賃

利用者に対して生産活動及び就労に向けての支援の機会を提供し、そこから得た事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払う。尚、就労継続支援 A 型の利用者においては、最低賃金を保障する。

(10) 事業内容

- ① 利用者の能力、置かれた環境や日常生活全般の状況等を通して、利用者の希望する作業や就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう個別支援計画を作成する。
- ② 利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族の相談に応じ、必要な助言やその他の支援を行う。
- ③ 利用者の特性や能力、希望する就労の状況に応じて、就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援する。
- ④ 一般就労への支援として、障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所、大分障害者職業センター、大分県発達障がい者支援センター等の関係機関と連携し、就労に向けての支援や相談等を提供する。
- ⑤ 利用者の増加に伴い、新たな作業場所と作業内容等を確立していく。

第4章 職員の体制

管 理 者	1 名 (常勤・兼務)
サービス管理責任者	1 名 (常勤・兼務)
生 活 支 援 員	13 名 (常勤)
	4 名 (非常勤)
看 護 師	1 名 (常勤)
職 業 指 導 員	1 名 (常勤)

第5章 防災

- 4、避難訓練は年2回行う。
- 5、避難訓練等は、防火管理者が計画して実施する。
- 6、消防設備の点検委託を年1回以上行う。

第6章 職員の研修・育成について

発達支援、就労支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。

令和7年度 豊後大野子育て総合支援センター

いぬかいこども園 事業計画

いぬかいこども園は平成24年度に当法人が豊後大野市より民間移管を受けて引き継ぎ、平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度に伴って幼保連携型認定こども園に移行しました。

平成30年度からは利用希望のニーズに応え定員を増員して園児の受け入れを行ってきましたが、ここ数年の少子化の波は厳しく、昨年度は定員に満たない園児数となりました。

このような状況下でも地域の子育て支援を総合的に行う「豊後大野子育て総合支援センター」として、幼保連携型認定こども園、子育て支援センター、児童発達支援センターを同一敷地内での実施を継続し、社会的に支援の必要性が高い子どもや家族を含めた支援を協働して行っています。

通常の子育て支援業務に関しては、一人一人の発達に応じて丁寧な関わりができる専門性を「育ちのミカタ」をツールとして園内外の研修で学んでいき、総合支援センターの職員としてプライドと責任を持って取り組んでいきたいと考えています。保護者に対しては保育ドキュメンテーションを作成し、園で実際に行っている活動の様子を写真や動画で伝えていくことで、関係を深めていきます。あと、保護者が学べる場としてのペアレント・プログラムも大分県からの委託を受け継続して実施します。

運営面では昨年度より10名ほどは園児が減少することを考え、公定価格の状況を把握し加算と人件費の調整を行い、支出の減少を図っていききたいと考えています。社会的な問題である保育士の確保については、法人内の各事業所との連携を常に行いながら、職員間でも働き方についての意見交換を交え、働きやすい職場を目指し運営していききたいと思っています。

地域との連携については、国が進めている「こどもまんなか社会」の実現に向けて子育て支援センターを中心に地域の皆様にも行事参加を促しながら行事計画を考えていきます。

学校との連携については、幼保小の「架け橋プログラム」において、それぞれの機関が垣根を超えて連携し、保育指針や教育保育要領に基づいたレーダーチャートを積極的に活用することで、地域一体となった子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えています。

第一章 施設運営

(1) 理念と方針

子ども達の発達と職員の働きがいとを最大限保障する施設を目指します

1. 子育て支援の核として、地域ニーズに応える施設を目指します
2. 行き届いた説明と情報開示により、信頼される施設を目指します
3. 常に業務内容の点検・検討を行い、安全と安心の向上を目指します
4. 多角経営と人事交流により、効率的で安定した運営を目指します
5. 人材育成と人事考課制度により職員が働きがいと誇りをもてる施設を目指します

(2) 実施事業内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 教育保育事業(1号) | 月～金(9:00～13:00) |
| 2. 教育保育事業(2-3号) | 月～土(7:00～18:00) |
| 3. 特別保育事業 | 月～土(7:00～18:00) |
| 4. 延長保育事業 | 月～土(18:00～19:00) |
| 5. あずかり保育事業 | 月～金(14:00～18:00) |
| 6. 子育て支援センター事業 | 月～金(9:00～14:00) |

(3) 児童の処遇

1. クラス編成(利用定員数)

クラス名	年齢	保育教諭	保育2-3号	教育1号
めばえ	0歳	2	6	—
つぼみ	1歳	1	5	—
つくし	2歳	2	9	—
たんぽぽ	3歳	1	10	5
すみれ	4歳	1	10	5
さくら	5歳	1	10	5
合計		8	50	15

2. 事業編成(予定:4月1日)

事業名	保育教諭(非常勤)	その他の職員数(非常勤)
園長	0	1
副園長	1	0
主幹保育教諭	1	0
保育教諭	7(3)	0
加配・特別教育保育	0(1)	0
延長保育	0(在職員で行う)	0
子育て支援センター	1(2)	0
看護師	0	(1)
栄養士	0	1
調理員	0	2(2)
運転手	0	(1)
合計	10(6)	4(4)

3. 休園日

本園の休園日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日
- ② 土曜日(1号認定の幼児のみ)
- ③ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

④ 長期休業(1号認定の幼児のみ)

夏季:8月10日から8月20日まで 冬季:12月27日から1月4日まで
学年末:卒園式翌日から3月31日 学年始:4月1日から入園式前日まで

⑤ その他園長が必要と認めた日

4. 健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差(個性)を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

養護と健康管理

- ① 日常の養護と健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

5. 年間保健行事

保健行事	対象年齢
内科健診	全園児(年2回)
細菌検査	全園児(年1回)
身体測定	全園児(毎月)
歯科健診	全園児(年2回)

6. 理念と目標

①教育保育理念

子ども一人一人をかけがいのない存在として尊重し、保護者や地域社会とともに「お互いを尊重し合える」人権意識を育む。

②教育保育目標

- 明るく伸び伸びした子ども
- 喜んで話し喜んで聞く子ども
- 思いやりのある優しい子ども
- 心豊かで工夫する子ども
- よく見よく考える子ども

7. 7つの教育保育方針

- ① 家庭や関係機関と連絡をとりあい、安心感を育てます。
- ② よく食べ、よく遊び、しなやかで丈夫な体を育てます。
- ③ のびのびと成長・発達する心を育てます。
- ④ 自分を大切にし、お友達の個性が理解できる知識を育てます。
- ⑤ 聴く力、考える力、ゆたかに自己表現できる才能を育てます。

- ⑥ 身辺自立の基盤となる生活習慣を育てます。
- ⑦ お友達の気持ちや集団生活のルールを考える力を育てます。

8. 各組の目標

①さくら組(5歳児)の年間目標

目標に向けて力を合わせ、達成感や充実感を味わうことで仲間意識を育て、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認められる知識を獲得する。

②すみれ組(4歳児)の年間目標

身近な環境に積極的に関わることで、想像的・日常的な行動ができるようになり、身近な人の気持ちを察して、手伝ったり、自分の気持ちを抑えることができる。

③たんぽぽ組(3歳児)の年間目標

身辺が自立し、知的興味や関心が高まるとともに、予想や意図、期待をもって自らすすんで行動できる。いろいろな行事や活動を体験しながら、集団への関心を高める。

④つくし組(2-1歳児)の年間目標

基本的な運動・指先機能が高まり、身の回りのことを自分でしようとしたり、動作やおしゃべりといった表現活動や模倣遊びを楽しむ。

⑤つぼみ組(1-0歳児)の年間目標

大人との信頼関係のもとで意欲的に身近な人や身の回りの物に働きかけ、指差し、身振り、片言などを盛んに使いながら遊ぶ。

⑥めばえ組(0歳児)の年間目標

保育教諭との親密な関りを通して、情緒的な絆が形成され、安心感のもとで周囲の人や物に興味を持つ。表情や動作、発声などのサインを通して、コミュニケーションをとる。

⑦特別教育保育の年間目標

発達特性に応じた合理的配慮のもとで、関係諸機関と連携しながら個別の発達段階に応じた教育保育内容を提供する。

9. 年間行事予定(月例行事、誕生会、身体測定、避難訓練、移動図書)

4月 入園式、チューリップ遠足、保護者総会

5月 観劇、芋の苗植え

6月 内科・歯科検診、交通安全、他園交流(サッカー)、クラス懇談会

7月 七夕飾り、縁日ごっこ、プール開き、他園交流(プール)、お泊り保育(サマーナイト)

8月 プール納め、

9月 小運動会、稲刈り、

10月 大運動会、社会見学(さくら組)、芋ほり

11月 秋の遠足、秋の収穫祭、消防広場、小学校訪問、内科・歯科検診

12月 はっぴょう会、クリスマス会

1月 鏡開き、もちつき、他園交流(サッカー)、環境劇

2月 節分、クラス懇談会、社会見学(さくら組)、おもいで遠足

3月 ひなまつり、お別れ会、入園説明会、卒園式

(通年)避難訓練、誕生会、身体測定、人権学習(月1)、運動あそび(第2・4火曜日)

(4) 食育

1. 目標『味わいながら、楽しく食べる子』に育てる

配慮事項

- ① 薄味を心がける
- ② 旬の素材を使った献立作りを心掛ける
- ③ 見た目に美味しく、食べても美味しい食事作りを心掛ける
- ④ 保護者や保健所、医療機関との連携のもとで離乳食やアレルギー等の個別的配慮を行う

2. 栄養管理

毎日の献立の栄養計算、保健所への月報の提出。(年1回)を行う。

3. 食育

毎月ー予定献立表を配布(アレルギー幼児食は個別)

食育だよりー毎月の献立に食事の紹介や栄養情報なども記載する。

給食会議ー0歳児は月1回の離乳食会議にて子どもの食事の状況、離乳食の移行時期、献立について、園長、副園長、主幹、クラス担当、栄養士、調理員が話し合う。また、月1回の給食会議の他、未満児、以上児会議にも参加し、行事の打ち合わせや献立、提供された食事への感想・反省・改善案などを検討する。また、食育を含め食全般についての研修、話し合いの場などを設ける。

食育行事予定として給食試食会を年1回実施する。

(通年)2歳以上のクラスは調理実習を行う。

4. 衛生管理

○衛生チェック表を作成し、毎日衛生項目にそって確認する。

○調理担当者の細菌検査(毎月1回)調理室の掃除、ワゴン清掃(毎日)、冷蔵庫消毒
食器洗浄後熱風庫にて保管原材料・調理済み食品を保存(2週間)する。

5. 離乳食に関して

個人差を考え、無理なく離乳を進める。1歳児の食事に関しては、離乳食(完了食)後が間もないため、必要に応じて離乳食(完了食)も準備する。アレルギーを持つ児童の「代替食」も、子どもの症状により対応し、必要に応じて除去解除も考慮していく。

<離乳食の進め方>

- ① 食べ易い形で・・・子どもの状態にふさわしい形で与える。手づかみ食べを十分にし、囓める子どもに育てる。
- ② 栄養と食品のバランスを考えて・・・穀類、野菜物からはじめ、ある程度進んだらタンパク質類や果物も取り入れる。
- ③ 薄味で・・・調味料をできるだけつかわず、素材の味を生かして調理する。

(5) 職員の処遇

1. 職員構成

園 長	1名
副園長	1名
主幹	1名
保育教諭	8名以上
栄養士	1名
調理員	1名以上
看護師	1名(必要に応じて)
嘱託医	1名
嘱託歯科医	1名
その他	必要に応じて

2. 健康管理

- 健康診断 1年 1回(9月)
細菌検査 1年 3回(乳児担当、看護師、給食担当者のみ毎月1回)

3. 職員会議

- ・月～金曜日の毎朝、子育て総合支援センター合同朝礼に参加する
- ・職員全体会議(年3回以上)必要に応じて行う
- ・クラス担当者会議、行事などの計画に合わせて行う
- ・主任会議、3者会議は必要に応じて随時行う
- ・献立会議等、毎月1回以上、必要に応じて離乳食会議も行う

4. 研修計画

- ・園内研修(新制度、教育、保育、特別支援、事例検討会)
- ・法人内研修(キャリアパス研修)
- ・外部研修(園長、副園長、主幹、保育教諭、人権、特別保育、療育、健康、安全、リスクマネジメント、食中毒、感染症、乳児、給食、食育、アレルギー、防災、子育て支援、リトミック、ダンス、カウンセリング、保育コーディネーター)

5. 退職、社会保険、福利厚生

- ・独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の加入
- ・大分県民間社会福祉施設職員退職共済事業の加入
- ・福利厚生センターソウェルクラブの加入
- ・社会福祉従事者相互保険制度の加入

第2章 施設管理

(1) 事務関係

1. 会計事務、運営管理事務については、園長(副園長)が行う。
2. 児童処遇事務(教育保育、給食、健康管理)については、主幹、保育教諭、栄養士、調理員が行う。

(2)設備・備品関係

1. 遊具の設備点検は職員が毎時確認を行い、異常を発見した時は園長に報告して改善する。

(3)災害対策

1. 避難訓練は毎月1回行う。
2. 安全及び非常災害教育は防火管理者が計画・実施を行い園長に報告する。
3. 防災設備の点検委託を年1回以上行う。

第3章 諸機関との連携

(1)保護者との連携

1. 延長保育を実施することにより、保護者の就労と育児の両立を支援する。
2. 連絡帳を通して、子ども達の日々の様子を伝達するとともに、保育ドキュメンテーションを作成して発行する。
3. ラインを通して感染症や緊急時にスムーズな伝達を行う。
4. 参観は1年中通して保護者の参加を受け入れる。6～8月にかけて保育教諭体験を実施する。運動会と発表会等は参加と参観に企てる。
5. 保護者懇談会を年2回以上開催する。
6. 参観や懇談会以外にも子育てについての勉強会や個別面談、保育教諭体験等を開催し、保育教諭と保護者同士の交流を深める。
7. ご意見箱の設置や保護者アンケートを通して、苦情や保育ニーズの把握に努める。

(2)小学校や幼稚園との連携

進学をふまえた交流や教育保育要録を通した引き継ぎを行うとともに、個別的な配慮を必要とする児童に対しては、こども園の中で芽生えた力や個性をまとめた記録を就学先に引き継ぐ。

(3)相談機関や療育機関などとの連携

こどもの発達や保護者のニーズに応じて、専門の相談機関や療育機関の紹介を行うとともに、連携した支援をすすめる。

(4)地域との連携

1. 地域で行われる元気はつらつ交流会での異年齢児交流、ボランティアの受け入れ、育児講座等を実施する。
2. 地域の子育て家庭を援助するため、子育て支援センターでの一時保育、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、地域向け育児情報の提供等を実施する。

令和7年度 社会福祉法人 萌葱の郷

こざいこども園 事業計画

こざいこども園は平成30年4月に大分市待機児童解消に向けた新規事業者として保育所からスタートして、翌年には幼保連携型認定こども園に移行しました。令和3年度からは隣接地に児童発達支援センターを併設することで障がいの有無に関わらず、地域の子育て支援の充実を目指してきた結果、子育て支援機関からも多数の実習や見学の他、あらゆる相談にも応じるとともに、モデル施設として県外からの視察希望者が増え続けています。今年度も関係諸機関との連携する機会が増えることが見込まれるため、「オープンスクール」のように効果的に受け入れられる体制を関係諸機関と協働しながら構築させることを予定しています。

日常の教育保育に関しては「ていねいな保育」をモットーに、一人ひとりの発達に合わせた配慮や環境構成に向けた専門性の向上を目指しているところですが、今年度も利用児童の発達や保護者の安心のみならず「教育・保育・支援」の内容が職員のプライドとしても維持向上できるように園内外の研修体制を整えるようにします。

また、私たちの実践している「教育・保育・支援」の伝達についても、大分県こども未来課の事業で作成した「5歳児指導の記録」をもとにしながら保護者をはじめとする地域や学校等との共有に努めることで、切れ目のない支援体制の構築を目指すようにします。

食育については、試食会以外にも保護者アンケート等を通して嗜好調査を行い、災害や感染症においても保護者や地域の関係諸機関と対話を深めることで「体験活動」の機会を増やししながら安心・安全に向けた対策や予防の維持発展に務めるようにします。

第一章 施設運営

(1) 理念と方針

子どもたちの発達と職員の働きがいとを最大限保障する施設を目指します。

1. 子育て支援の核として、地域ニーズに応える施設を目指します
2. 行き届いた説明と情報開示により、信頼される施設を目指します
3. 常に業務内容の点検・検討を行い、安全と安心の向上を目指します
4. 多角経営と人事交流により、効率的で安定した運営を目指します
5. 人材育成と人事考課制度により職員が働きがいと誇りの持てる施設を目指します

(2) 実施事業内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 教育保育事業（1号） | 月～金（9：00～13：00） |
| 2. 教育保育事業（2-3号） | 月～土（7：00～18：00） |
| 3. 特別保育事業 | 月～土（7：00～18：00） |
| 4. 延長保育事業 | 月～土（18：00～19：00） |
| 5. 預かり保育事業 | 月～土（13：00～18：00） |

(3) 児童の処遇

1. クラス編成 (利用定員数)

クラス名	年齢	保育教諭 (基準)	児童 2-3 号	児童 1 号
つき	0 歳	3	9	
ほし	1 歳	2	1 0	
そら	2 歳	2	1 0	3 (満 3)
ひかり	3 歳	1	1 0	4
にじ	4 歳	1	1 0	4
はな	5 歳	1	1 1	4
合 計		1 0	6 0	1 5

2. 事業編成 (予定: 4 月 1 日)

事業名	保育教諭 (非常勤)	その他の職員数
園長	0	1
副園長	1	0
主幹保育教諭	1	0
保育教諭	1 3	0
保育教諭 (加配)	1 (1)	0
一時・預かり保育	0 (2)	0
延長保育	0 (在職員で行う)	0
看護師	0	1
栄養士	0	1
調理員	0	1 (3)
環境整備	0	0 (2)
合計	1 6 (3)	4 (5)

3. 休園日

本園の休園日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日
- ② 土曜日 (1 号認定の幼児のみ)
- ③ 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する日
- ④ 年末年始: 12 月 27 日から 1 月 3 日
- ⑤ その他園長が必要と認めた日

4. 健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差 (個性) を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

- ① 日常の養護と健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

5. 年間保健行事

保健行事	対象年齢
内科健診	全園児（年2回）
歯科健診	全園児（年2回）
身体測定	全園児（毎月）
薬剤師検査	水質検査・室内二酸化炭素検査（年2回）

6. 理念と目標

①教育保育理念

子ども一人一人をかけがえのない存在として尊重し、保護者や地域社会とともに「お互いを尊重し合える」人権意識を育む。

②教育保育目標

- 明るく伸び伸びした子ども
- 喜んで話し喜んで聴く子ども
- 思いやりのある優しい子ども
- 心豊かで創意工夫する子ども
- よく見よく考える子ども

7. 7つの教育保育方針

- ① 家庭や関係機関と協働し、安心感を育てます。
- ② のびのびと成長・発達する心を育てます。
- ③ 身辺自立の基盤となる生活習慣を育てます。
- ④ よく食べ、よく遊び、しなやかで丈夫な体を育てます。
- ⑤ 友達の気持ちや集団生活のルールを考える力を育てます。
- ⑥ 自分を大切にし、友達の個性が理解できる知識を育てます。
- ⑦ 聴く力、考える力、ゆたかに自己表現できる才能を育てます。

8. 各組の目標

① はな組（5歳児）の年間目標

目標に向けて力を合わせ、達成感や充実感を味わうことで仲間意識を育て、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認められる知識を獲得する。

② にじ組（4歳児）の年間目標

身近な環境に積極的に関わることで、想像的・目的的な行動ができるようになり、身近な人の気持ちを察して、手伝ったり、自分の気持ちを抑えることができる。

③ ひかり組（3歳児）の年間目標

身辺が自立し、知的興味や関心が高まるとともに、予想や意図、期待を持って自らすすんで行動できる。いろいろな行事や活動を体験しながら、集団への関心を高める。

④ そら組（2～1歳児）の年間目標

基本的な運動・指先機能が高まり、身の回りのことを自分でしようとしたり、動作やおしゃべりといった表現活動や模倣遊びを楽しむ。

⑤ ほし組（1～0歳児）の年間目標

大人との信頼関係のもとで意欲的に身近な人や身の回りの物に働きかけ、指さし、身振り、片言などを盛んに使いながら遊ぶ。

⑥ つき組（0歳児）の年間目標

保育教諭との親密な関わりを通して、情緒的な絆が形成され、安心感のもとで周囲の人や物に興味を持つ。表情や動作、発声などのサインを通して、コミュニケーションをとる。

⑦ 特別教育保育の年間目標

発達特性に応じた合理的配慮のもとで、関係諸機関と連携しながら個別の発達段階に応じた教育保育内容を提供する。

9. 年間行事予定（月例行事：誕生会・身体測定・避難訓練・食育）

- 4月 入園式、内科・歯科検診
- 5月 個別面談（ひかり・にじ・はな）
- 6月 保育参観、個別面談（ひかり）、芋の苗植え、社会見学
- 7月 プール開き、夏まつり
- 8月 プール納め、お楽しみ保育、いぬかいこども園交流
- 9月 防災の日
- 10月 運動会、保育参観、内科・歯科検診、ハロウィン
- 11月 個別面談、社会見学、秋の収穫、焼き芋会、秋の遠足、消防ひろば
- 12月 クリスマス会
- 1月 鏡開き、もちつき、鏡開き、いぬかいこども園交流
- 2月 節分、生活発表会、個人面談
- 3月 お別れ交流会、お別れ会食、入園説明会、卒園式

（4）食育

1. 目標『味わいながら、みんなと楽しく食べる子』に育てる。

配慮事項

- ① 薄味を心がける。
- ② 旬の素材を使った献立作りを心がける。
- ③ 見た目においしく、食べてもおいしい食事づくりや環境設定を心がける。
- ④ 保護者や保健所、医療機関との連携のもとで離乳食やアレルギー等の個別的配慮を行う。

2. 栄養管理

毎日の献立の栄養計算、保健所への月報の提出（年1回）を行う。

3. 食育

毎月－予定献立表を配布（アレルギー幼児食は個別）する。

食育だより－毎月の献立表に食事の紹介や栄養情報なども記載する。

給食会議－0歳児は月1回の離乳食会議にて子どもの食事の状況、離乳食の移行時期、献立について、園長・副園長・主幹・クラス担当・栄養士・調理員が話し合う。また、月1回の給食会議の他、未満児・以上児会議にも参加し、行事の打ち合わせや献立、提供された食事への感想・反省・改善案などを検討する。また、食育を含め食全般についての研修、話し合いの場などを設ける。

食育行事－給食試食会

4. 衛生管理

○体温チェックや衛生チェック管理表を作成し、毎日項目にそって確認する。

○調理担当者の細菌検査（毎月1回） 調理室の掃除、ワゴン清掃（毎日）、冷蔵庫消毒、食器洗浄後熱風庫にて保管原材料・調理済み食品を保存（2週間）する。

5. 離乳食に関して

個人差を考え、無理なく離乳を進める。1歳児の食事に関しては、離乳後間もないため、必要に応じて完了食も準備する。アレルギーを持つ児童の「代替食」も、子どもの症状により対応し、必要に応じて除去解除も考慮していく。

＜離乳食の進め方＞

- ①食べ易い形で…子どもの状態にふさわしい形で与える。手づかみ食べを十分にし、囓める子どもに育てる。
- ②栄養と食品のバランスを考えて…穀類、野菜物からはじめ、ある程度進んだらタンパク質類や果物も取り入れる。
アレルギーをおこしやすい卵については、完了食迄使用しない献立にする。
- ③薄味で…調味料をできるだけ使わず、素材の味を生かして調理する。

(5) 職員の処遇

1. 職員構成

園長	1名
副園長	1名
主幹	1名
保育教諭	8名以上
栄養士	1名
調理員	1名以上（栄養士含）
看護師	1名（必要に応じて）
嘱託医	1名
嘱託歯科医	1名
嘱託薬剤師	1名
その他	必要に応じて

2. 健康管理

健康診断	1年	1回（9～12月）
細菌検査	1年	3回（乳児担当、看護師、給食担当者のみ毎月1回）

3. 職員会議

- ・月～金曜日の毎朝
- ・主任会議、毎月1回以上、必要に応じて行う
- ・職員全体会議、毎月1回以上、必要に応じて行う
- ・クラス担当者会議、行事等の計画に合わせて行う
- ・献立会議等、毎月1回以上、必要に応じて離乳食会議も行う

4. 研修計画

- ・園内研修（新制度、教育・保育、保育経過記録、特別支援、公開保育、事例検討）
- ・法人内研修（新人研修、主任研修、管理職会議）
- ・外部研修（園長、副園長、主幹、教育保育、乳児、子育て支援、人権、特別保育、防災、健康、安全、食中毒、感染症、給食、食育、アレルギー、カウンセリング、リトミック、ダンス、リスクマネジメント、保育コーディネーター）
- ・研究大会（全国・九州・大分県保育事業研究大会、認定こども園研究大会）

5. 退職、社会保険、福利厚生

- ・独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の加入

- ・大分県民間社会福祉施設職員退職共済事業の加入
- ・福利厚生センターソウェルクラブの加入
- ・社会福祉従事者相互保険制度の加入

第2章 施設管理

(1) 事務関係

1. 会計事務、運営管理事務については園長が行い、事務担当が補佐を務める。
2. 児童処遇事務（保育、給食、健康管理）については、保育教諭、栄養士、調理員が行なう。

(2) 設備・備品関係

遊具の設備点検は防火管理者を中心に職員が毎時確認を行い、異常を発見した時は園長に報告して改善する。

(3) 災害対策

1. 避難訓練は毎月1回行う。
2. 安全及び非常災害教育は防火管理者が計画・実施を行い、園長に報告する。
3. 防災設備の点検委託を年1回以上行う。

第3章 諸機関との連携

(1) 保護者との連携

1. 延長保育を実施することにより、保護者の就労と育児の両立を支援する。
2. ICTや連絡帳などを通して、こどもたちの日々の様子を伝達するとともに、園だよりとクラスだよりを毎月1回発行する。
3. ICTやメーリングリストなどを通して感染症や緊急時にスムーズな伝達を行う。
4. 参観は1年中を通して保護者の参加を受け入れる。運動会、発表会等は参加と参観に充てる。
5. 保護者懇談会を年2回以上開催する。
6. 参観や懇談会以外にも子育てについての勉強会や個別面談、保育教諭体験などを開催しながら保育教諭と保護者間の交流を深める。
7. ご意見箱の設置や保護者アンケートを通して、苦情や保育ニーズの把握に努める。

(2) 小学校や幼稚園との連携

進学をふまえた交流や教育保育要録を通した引き継ぎを行うとともに、個別的な配慮を必要とする児童に対しては、こども園の中で芽生えた力や個性をまとめた記録を就学先に引き継ぐ。

(3) 相談機関や療育機関などとの連携

こどもの発達や保護者のニーズに応じて、専門の相談機関や療育機関の紹介を行うとともに、連携した支援をすすめる。

(4) 地域との連携

1. 老人福祉施設訪問等の世代間交流や地域における異年齢児交流（小佐井小学校等）、ボランティアや実習生（東高等学校、別府短期大学、溝部学園等）の受け入れを行う。
2. 地域の子育て家庭を援助するため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出など、地域向け育児情報の提供等を実施する。

令和7年度 社会福祉法人 萌葱の郷

へつぎ保育園事業計画

へつぎ保育園は令和2年4月1日に、小規模保育園として0，1，2歳児を対象に18名定員で開所しました。乳幼児期は人格形成にとって非常に大切な時期であり、この時期の母子の愛着形成は成長していく上で最も重要と思われます。子どもひとりひとりの生活環境を十分に理解し、個々の発達に添った計画に基づき丁寧な関わりが出来るような保育実践を行っていききたいと思います。運営面では、接続園を増やすことにより定員以上の受け入れが出来るようにし、卒園後の移行がスムーズにできるように接続園と連携していききたいと思います。また、法人内の各事業所との連携を図りながら、法人内外の研修を通し職員のスキルアップ・専門性の向上に努め、乳児に特化した保育が出来るよう努めていききたいと思います。

災害や感染症についても保護者の理解を得ながら今後も感染防止に努め子どもたちが安心・安全に過ごせるような環境を整えていききたいと思います。

第一章 運営理念

(1) 理念と方針

子ども達の発達と職員の働きがいとを最大限保障する施設を目指します。

1. 子育て支援の核として、地域ニーズに応える施設を目指します。
2. 行き届いた説明と情報開示により、信頼される施設を目指します。
3. 常に業務内容の点検・検討を行い、安全と安心の向上を目指します。
4. 多角経営と人事交流により、効率的で安定した運営を目指します。
5. 人材育成と人事考課制度により職員が働きがいと誇りのもてる施設を目指します。

(2) 実施事業内容

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 保育事業 | 月～土曜日(7:00～18:00) |
| 2. 延長保育事業 | 月～土曜日(18:00～19:00) |

(3) 児童の処遇

1. クラス編成(利用定員18名)

クラス名	年齢	児童数
つき	0歳	6名
ほし	1歳	6名
そら	2歳	6名

2. 休園日

本園の休園日は次のとおりです。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する日
- ③ 年末年始
- ④ その他園長が必要と認めた日

3. 健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差(個性)を考慮しながら、健康的な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組めます。

- ① 日常の養護と健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と健康管理
- ⑤ 環境衛生

4. 年間保健行事（全園児対象）

- ① 内科健診（年2回）
- ② 歯科健診（年2回）
- ③ 身体測定（毎月）

5. 理念と目標

①保育理念

自他を知り 違いを受け容れ 支えあう

子ども一人一人をかけがえのない存在として尊重し、保護者や地域社会とともに「お互いを尊重しあえる」人権意識を育む。

②保育目標

- 明るく伸び伸びとした子ども
- 思いやりのある優しい子ども
- よく見よく考える子ども
- 喜んで話し、喜んで聴く子ども
- 心豊かで創意工夫する子ども

6. 7つの保育方針

- ① 家庭や関係機関と協働し、安心感を育てます。
- ② 伸び伸びとした成長・発達する心を育てます。
- ③ 身辺自立の基盤となる生活習慣を育てます。
- ④ よく食べ、よく遊び、しなやかで丈夫な身体を育てます。
- ⑤ 友だちの気持ちや集団生活のルールを考える力を育てます。

⑥ 自分を大切にし、友だちの個性が理解できる知識を育てます。

⑦ 聴く力、考える力、ゆたかに自己表現できる才能を育てます。

7. 各組の年間目標

そら組（2歳児）

基本的な運動・指先機能が高まり、身の回りの事を自分でしようとしたり、動作やおしゃべりといった表現活動や模倣遊びを楽しむ。

ほし組（1歳児）

大人との信頼関係のもとで意欲的に身近な人や身の回りの物に働きかけ、指さし、身振り、片言などを盛んに使いながら遊ぶ。

つき組（0歳）

保育士との親密な関わりを通して、情緒的な絆が形成され、安心感のもとで周囲の人や物に興味を持つ。表情や動作、発声などのサインを通して、コミュニケーションをとる。

8. 年間行事（月例行事：誕生会・身体計測・避難訓練）

4月：入園式

5月：園外保育・内科、歯科健診

6月：保育参加・給食試食会

7月：プール開き・七夕まつり

8月：なつまつり・プール納め

9月：園外保育

10月：運動会ごっこ・ハロウィン

11月：遠足（お弁当日）・内科、歯科健診

12月：保育参加・給食試食会・クリスマス会

2月：節分・発表会ごっこ

3月：ひなまつり・お楽しみ遠足・入園説明会・お別れ会・卒園式

（4）食育

1. 目標 『味わいながら、楽しく食べる子』

配慮事項

① 薄味を心がける。

② 旬の素材を使った献立作りを心がける。

③ 見た目においしく、食べてもおいしい食事づくりを心がける。

④ 保護者や保健所、医療機関との連携のもとで離乳食やアレルギー等の個別的配慮を行う。

2. 栄養管理

毎日の献立の栄養計算、保健所への月報の提出（年1回）を行う。

3. 食育

毎月一予定献立表を配布（アレルギー食は個別）する。

食育たより一毎月の献立表に食事の紹介や栄養情報なども記載する。

給食会議—0歳児は月1回の離乳食会議にて子どもの食事の状況、離乳食の移行時期、献立について、園長・主任・クラス担当・栄養士が話し合う。また、月1回の給食会議の他、クラス会議にも参加し、行事の打ち合わせや献立、提供された食事への感想・反省・改善案などを検討する。また、食育を含め食全般についての研修、話し合いの場などを設ける。

食育行事—給食試食会

4. 衛生管理

○衛生チェック表を作成し、毎日衛生項目にそって確認する。

○調理担当者の細菌検査（毎月1回）調理室の掃除、ワゴン清掃（毎日）、冷蔵庫消毒
食器洗浄後熱風庫にて保管原材料・調理済み食品を保存（2週間）する。

5. 離乳食に関して

個人差を考え、無理なく離乳を進める。1歳児の食事に関しては、離乳食（完了食）後が間もないため、必要に応じて離乳食（完了食）も準備する。アレルギーを持つ乳児の「代替食」も、子どもの症状により対応し、必要に応じて除去解除も考慮していく。

〈離乳食の進め方〉

- ① 食べ易い形で・・・子どもの状態にふさわしい形与える。手づかみ食べを十分にし、噛める子どもに育てる。
- ② 栄養と食品のバランスを考えて・・・穀類、野菜物からはじめ、ある程度進んだらたんぱく質類や果物も取り入れる。アレルギーのおこしやすい卵については、完了食迄使用しない献立にする。
- ③ 薄味で・・・調味料をできるだけ使わず、素材の味を生かして調理する。

（5） 職員の処遇

1. 職員構成

園長	1名
主任保育士	1名
保育士	7名
看護師	1名
栄養士	1名
嘱託医	1名
嘱託歯科医	1名
その他	必要に応じて

2. 健康管理

健康診断 1年 1回（9月）

細菌検査 毎月

3. 職員会議

- ・月～金曜日の毎朝行う。
- ・職員全体会議は、毎月1回以上、必要に応じて行う。
- ・クラス担当会議、行事等の計画に合わせて行う。
- ・献立会議等、毎月1回以上、必要に応じて離乳食会議も行う。

4. 研修計画

- ・園内研修（インリアル法、保育、特別支援、事例検討）
- ・法人内研修（キャリアアップ研修）
- ・外部研修（人権、特別保育、防災、健康、安全、食中毒、感染症、給食、食育、アレルギー、リトミック、リスクマネジメント、保育コーディネーター、キャリアパス研修）
- ・研究大会（全国・九州・大分県保育事業研究大会）

5. 退職、社会保険、福利厚生

- ・独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の加入
- ・大分県民間社会福祉施設職員共済事業の加入
- ・福利厚生センターソウェルクラブの加入
- ・社会福祉従事者相互保険制度の加入

第2章 施設管理

（1）事務関係

1. 会計事務、運営管理事務については、園長が行う。
2. 児童処遇事務（保育、給食、健康管理）については、保育士、栄養士、看護師が行う。

（2）設備・備品関係

遊具の設備点検は防災管理者を中心に職員が毎時確認を行い、異常を発見した時は園長に報告して改善する。遊具の安全点検委託を年一回行う。

（3）災害対策

1. 避難訓練は毎月行う。
2. 安全及び非常災害保育は防災管理者が計画・実施を行い、園長に報告する。
3. 防災設備の点検委託を年1回以上行う。

第3章 諸機関との連携

(1) 保護者との連携

1. 延長保育を実施することにより、保護者の就労と育児の両立を支援する。
2. 連絡帳を通して、子どもたちの日々の様子を伝達するとともに、園だよりを毎月1回発行する。保育ドキュメンテーションを作成し、子ども達の様子を保護者に分かりやすく伝える。
3. メーリングリストを通して感染症や緊急時にスムーズな伝達を行う。
4. 参観は1年を通して保護者の参加を受け入れる。運動会、発表会等は参加と参観に充てる。
5. 保護者懇談会を行う。
6. 参観や懇談会以外にも子育てについての勉強会や個別面談等を行い、保育士と保護者同士の交流を深める。
7. ご意見箱の設置や保護者アンケートを通して、苦情や保育ニーズの把握に努める。

(2) 接続園との連携

可能な限り希望に応じられるよう、連携施設間における調整を行うとともに、連携施設先の定員増も検討する。

(3) 相談機関や療育機関などとの連携

子どもの発達や保護者のニーズに応じて、専門の相談機関の紹介を行うとともに、連携した支援をすすめる。

令和7年度 社会福祉法人 萌葱の郷

豊後大野子育て総合支援センター

こども発達・子育て支援センターなかよしひろば 事業計画

平成27年に児童発達支援センターとしてなかよしひろばが開所しこれまでに幼児期からの早期の発達支援や保護者への相談支援に取り組むと共に、保育所等訪問支援の実施や自立支援協議会への出席、5歳児健診等への職員派遣を通じて、地域関係機関との連携・協働に努めています

児童発達支援は、令和6年度より中核機能強化加算を算定するようになり、その取り組みの一環として地域の児童通所支援事業所の連絡会議を開催しました。昨年度は1度しか開催ができていなかったもので、今年度は児童通所支援事業所連絡会を年に3回程度開催し、支援ノウハウの共有や情報交換を行いながら地域全体での支援力向上に貢献をしていきたいと考えています。また児童発達支援計画書の作成や、幼保小への接続支援・協働支援がよりスムーズに行えるように、教育・保育共有システム「育ちのミカタ」を活用し一人ひとりの発達段階を確認し合いながら丁寧な支援が提供できるように努めてまいります。

放課後等デイサービスは、地域への移行を目指した発達支援を丁寧に行なっていきます。こども同士の関係性に着目した支援を軸に、友達との関係を維持発展させるために必要な力が伸びていくよう支援を行うと共に、地域に移行した後の生活の姿を職員間でイメージを共有しながら、過剰な支援とならないように意識して取り組み、地域で安心して過ごしていける力を育てていきます。また児童クラブ等の地域の移行先と連携を深めていくことで、保護者やこどもたちが安心して移行できるよう、連絡を取り合い顔の見える関係作りに取り組んでいきます。将来的に生活介護や就労支援が必要な児童については、引き続きライフサポートセンターなごみ園への移行を段階的に進めるなど、将来の就労支援を見据えた取り組みを保護者や相談支援専門員等と協議をしながら進めていきたいと考えています。

保育所等訪問支援は、支援ニーズの高い児童に対しては月に複数回の訪問を実施するなど、保護者や訪問先のニーズに合わせた訪問支援を実施していきます。また保育所等との情報共有の場面では育ちのミカタの活用も進めていきたいと考えています。地域関係機関が抱える発達支援上の課題に対する確かなアドバイスをしていくためには、専門性を向上させていくことが不可欠となります。そのため、今年度は昨年以上に外部の研修に参加をずる機会を設けるとともに、事例検討会等の内部研修も活発に行なってまいります。

豊肥地区にある唯一の児童発達支援センターとして、その役割を全うしていけるように、地域関係機関と連携・協働し互いに専門性を高め合いながら地域社会への貢献に努めてまいります。

◎児童発達支援センターなかよしひろば（就学前児童）

第1章 運営理念

（1）目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指す

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|--|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センター なかよしひろば |
| ② 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町田原 1414-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 足立 朋子 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 廣田 千穂 |
| ⑥ 定 員 | 24名 |
| ⑦ 事業開始年月日 | 平成27年6月9日 |
| ⑧ 実施予定日数 | 週5日（月、火、水、木、金） |
| ⑨ 職 員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、訪問支援員 |
| ⑩ 設備の概要 | 遊戯室、指導訓練室、医務室、相談室、静養室等、事務室
園庭等 |

第3章 事業の概要

（1）対象児童 大分市内の通園より指導になじむ障がいのある就学前児童

（2）利用料 障害児通所給付費

（3）通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

（4）訪問支援 保護者による希望に応じ、保育所を始めとする関係機関を訪問する

(5) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(6) 発達支援計画の作成

子どもの特性及び、その家族等の希望に基づいて発達支援の目標や方向性、具体的内容を明確に表した発達支援計画を作成し、その実施状況や経過についても保護者に理解しやすい形で説明する

(7) 開所時間

9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
9 : 3 0	登園 自由遊び 個別療育	ブランコやトランポリン、ボールプール等の大型遊具や三輪車、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
1 1 : 0 0	お集まり（※クラス別） ・ 集団活動・外活動 ・ 親子遊び・運動遊び ・ 音楽遊び ・ 製作あそび ・ リラクゼーション	音楽、体操、絵カードやサーキットなどの集団状況を通して社会的な適応力を育てたり、身の辺の自立を促したりするような課題設定を行います。
1 1 : 3 0	給食 準備・片付け・歯磨き トイレ等	楽しく給食を食べながら集団のルールに応じることや、片付け、準備などの整理意識やトイレトレーニング、歯磨き等の身の辺自立支援を行います。

1 2 : 3 0	自由遊び 製作・課外・専門活動、	制作や活動など様々な活動を通して自己 表出支援を行う。
1 3 : 5 0	個別療育・相談 活動	個別や少人数グループで遊具やおもちや での遊びを通して対人意識や愛着。信頼関 係を深める。活動の中で制作やからだ遊 び、課外活動、調理活動を通して技能的な 課題に取り組んだり、社会的な適応力を育 てていく。
1 5 : 1 0	おやつ 降園準備 降園	今日の活動内容や次回の活動内容の確 認をすることで、自己意識や先の見通しを 得る力を育みます。
1 5 : 3 0	閉園	活動の記録や準備等を行います

活動とそのねらい

- ◎個別支援：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎親子遊び：親との共感的なやりとりの中から、情緒を育てる。
- ◎運動遊び：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく（ブランコ・トランポリン・ボールプール・巧技台等）。
- ◎音楽遊び：音楽等を通してながら、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎制作：行事用の制作活動を通してながら、季節感や創作意欲を獲得していき、自己表現力や有用感を高めていく（クリスマス用靴下、ひなかざり等）。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。
- ◎課外活動：公共の場に参加することなどを通して社会的なルールが存在に対する気づきを促す（地域交流・交通機関の利用等）。
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シート遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。
- ◎移行支援：移行先を見据えた活動や移行先との情報交換・情報共有を図る

専門活動とそのねらい

- ◎母子通園：金曜日の午前中は母親と子どもが一緒に来園する母子通園を行う。臨床心理士の指導を通して、子どもとの関わり方の指導や母親のメンタルケア、スタッフを媒介とした母子関係の調整、母親同士の関係作りの構築等を支援する。
- ◎身体遊び：安全な床面と他者との活動を通して、こどもの発達的基础となる自分自身のからだに対する認識と、他者への信頼感を育てる。
- ◎動作法：自分のからだを自分で操作する体験を通して心身のコントロールを自覚できるようになることや、トレーナーの援助を受け入れることで他者からの援助・提案の受け入れができるようになることを狙いとして臨床動作法の考えを取り入れた活動を行う。

- (8) 年間行事 行事を通して他者と共有した経験を積み重ねていくことで集団・仲間意識や社会的な適応力を育てていく。

行事内容	日付
なかよし祭り	6 月
プール活動・七夕製作	7 月
プール活動	8 月
ハロウィン製作 親子遠足	10 月
芋掘り・食育活動	11 月
クリスマス会	12 月
お正月遊び	1 月
ひな祭り・がんばり賞 総合避難訓練	3 月

- (9) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、なかよしだより（新聞）を通して、継続的になかよし広場の事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

- (10) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。社会性が身に付きにくい発達障がいのある児童を対象に、幼児期には他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、良好な人間関係を具体的に学習できる場面を柱にした支援を行う。また、定期的に臨床心理士や動作法の専門家に来園していただき、母子交流支援や、からだを通してのコミュニケーションや自己コントロールの仕方を学ぶ場を設ける。就園前の児童については、保育園や幼稚園との交流を行うことで就園

準備支援をする。

(1 1) 地域交流

地域ボランティアや幼稚園・保育園を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通して、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、発達特性に関する普及・啓発をすすめる。

(1 2) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(1 3) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(1 4) 虐待防止

利用児やその保護者の人権の擁護・虐待の防止等のため、窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、対策を講じる。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
児童指導員	2名（常勤・専従） 2名（非常勤・兼務）
保育士	4名（常勤・専従）2名（常勤・兼務） 1名（非常勤・専従）
公認心理士	1名（非常勤・専従）
栄養士（調理員）	1名（常勤・専従）
運転手・環境整備	1名
	合計15名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

◎放課後デイサービス なかよしクラブ（学齢児童）

第1章 運営理念

（1）目的

利用児童が地域で安心して暮らしていくために、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進に努めていく。

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑥ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センターなかよしひろば |
| ② 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町田原1414-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 足立 朋子 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 足立 朋子 |
| ⑥ 定 員 | 10名 |
| ⑦ 事業開始年月日 | 平成28年5月1日 |
| ⑧ 実施予定日数 | 週5日（月、火、水、木、金） |
| ※ただし事業所の都合や利用者のニーズに合わせて土日・祝日も実施する | |
| ⑨ 営業時間 | 9:00～18:00 |
| ⑩ 職 員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員
保育士、児童指導員 |
| ⑪ 設備の概要 | 機能訓練室、園庭、多目的トイレ、相談室、事務室 |

第3章 事業の概要

- （1）対象児童 大分県内の通園による指導になじむ障がいのある学齢児及び適当と認められる20歳未満の学齢児とする

- （2）利用料 障害児通所給付費

(3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

(4) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 日課 ① 10:00～17:00 (長期休暇等)

② 14:00～17:00 (長期休暇等以外の放課後)

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
① 10:00 ② 14:00	登園 自由遊び 個別学習・活動	園庭、固定遊具、大型遊具やパズル、プラレール、積み木などの遊具や玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。 個々の才能に着目し伸ばしていくことで、自己表現力や有用感の育ちを支援します
① 12:00	昼食・準備・片付け・ 歯磨き等	食への意識・自己表出支援とともに、集団のルールに応じることや、片付け、準備などといった整理意識や日常生活動作を育てます。
① 13:00 ② 15:30	集団活動 粗大運動・芸術活動 工作活動・製作活動 食育活動・課外活動 リラクゼーション 専門活動・地域交流	地域のお祭りへの参加、公園遊び、買い物活動等といった集団状況を通して、社会的な適応力を育てたり、製作、調理活動などの技能的な課題設定を行います。また、からだ遊びを通してリラクゼーションや自身の身体への意識を高める
① 16:20	おやつ・準備・片付け	食への意識・自己表出支援とともに、集団のルールに応じることや、片付け、準備な

		どといった整理意識を育てます。
① ② 17:00	降園	今日の活動内容の振り返りや次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。

活動とそのねらい

- ◎個別学習：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく。
- ◎音楽活動：音楽等を通してながら、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく（模型・粘土等）
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通してながら、季節感や創作意欲を獲得していく（クリスマス用靴下、ひなかざり等）。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。
- ◎課外活動：公共の場に参加することなどを通して社会的なルールの存在に対する気づきを促す（地域交流・交通機関の利用等）。
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シート遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。

専門活動とそのねらい

- ◎身体遊び：身体（からだ）遊びはスキンシップを通して、自分自身の身体に対する認識、自分自身への自信、他者への信頼を育てることを目的に行う。
- ◎動作法：自分のからだを自分で操作する体験を通して心身のコントロールを自覚できるようになることや、トレーナーの援助を受け入れることで他者からの援助・提案の受け入れができるようになることを狙いとして臨床動作法の考えを取り入れた集団活動を行う。
- ◎モラルスキルコーチング：他者とのコミュニケーション方法、問題解決スキルといった人づきあいを円滑に進めていく技術の習得を狙いとして行う。
- ◎ソーシャルスキルトレーニング：電車乗車やお買い物、調理など生活に即したスキルを身に付けていくことを目標に支援していく。細かい活動内容に関しては保護者との話し合い

の中で出た希望を踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

(6) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、広報誌を通して、継続的に事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

(7) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。地域の相談支援事業所や児童発達支援センター等、モニタリングやサービス担当者会議を通して情報交換を行っていく。

(8) 地域交流

地域ボランティアや児童発達支援センター、認定こども園等を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通して、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(9) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(10) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(11) 虐待防止

利用児やその保護者の人権の擁護・虐待の防止等のため、窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、対策を講じる。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者・児童発達支援管理責任者	1名（常勤・兼務）
保育士	2名（常勤・専従）
児童指導員	1名（常勤・専従）
	2名（非常勤・兼務）
心理指導担当職員	1名（常勤・専従）
	合計7名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

◎保育所等訪問支援事業

第1章 運営理念

(1) 目的

利用児童が地域で安心して暮らしていくために、集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における利用児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うことを目的とする。

(2) 支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センター なかよしひろば |
| ② 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町田原 1414-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 足立 朋子 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 廣田 千穂 |
| ⑥ 事業開始年月日 | 平成 27 年 6 月 9 日 |
| ⑦ 実施予定日数 | 週 5 日（月、火、水、木、金） |
| ⑧ 職員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員 |
| ⑨ 設備の概要 | 事務室、相談室 |

第3章 事業の概要

- (1) 対象児童 大分県内の、障がいのある幼児及び適当と認められる 18 歳未満の学齢児とする

- (2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 訪問支援 保護者による希望に応じ保育所を始めとする関係機関を訪問し、利用児童への集団適応のための支援と、訪問先施設のスタッフへの指導を行う。

(4) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 発達支援計画の作成

子どもの特性及び、その家族等の希望に基づいて発達支援の目標や方向性、具体的内容を明確に表した発達支援計画を作成し、その実施状況や経過についても保護者に理解しやすい形で説明する

(6) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、なかよしだより（新聞）を通して、継続的になかよし広場の事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

(7) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
訪問支援員	2名（常勤・兼務）
	1名（非常勤）
合計	5名

第5章 職員の研修・育成について

主たる事業所の方針に則る

令和7年度 こども発達支援センター大分なごみ園 事業計画

平成25年に大分なごみ園が開園してから10年以上が経過しました。地域のニーズに合わせながら利用定員や事業形態を変動し、令和6年からは児童発達支援センターとして大分市東部南部地区を中心とした地域で包括的に支援を提供できる事業形態を整え、保育所等訪問や地域の事業所からの見学受け入れ等を行っています。利用定員は増員した事に伴い、職員数も配置基準以上に配置し、これまで以上に一人ひとりの発達段階に応じた支援を提供することができていると感じています。

今後も対人関係を中心とした育ちを促すために特性に応じた環境設定や代弁的コミュニケーション支援を中心に取り組むとともに微細運動や粗大運動を行い身体機能の向上や情緒の安定を図ります。

放課後等デイサービスでは、大分支援学校の児童・生徒を中心に支援していきます。今年度も63名が登録予定で、戸外活動や調理活動、季節に応じた活動等、様々な活動場面を提供しながら自立生活に向けた支援を促すとともに、余暇やリフレッシュできる環境づくりの充実も図りたいと考えています。

保育所等訪問支援事業では、保護者のニーズに応じて保育園やこども園、小学校等を訪問し、教員や保育士と情報共有をしながら子どもたちの集団適応についてサポートし、安心して充実した生活ができるように支援していきたいと考えています。

また、職員向け他法人の児童発達支援センター等を見学、放課後等デイサービス利用保護者に向けた成人期のサービス見学会などを実施するなど、日々の支援を振り返りながら法人内外の各事業所や他法人の関係事業所とも連携を図り、切れ目のない支援を目指すとともに、研修や委員会などで交流する機会を整えることで職員の専門性の向上にも努めてまいります。

児童発達支援（就学前児童）

第1章 運営理念

（1）目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指します。

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

①施設の名称	こども発達支援センター大分なごみ園
②所在地	大分県大分市丹生210-3
③管理者	後藤 伸二
④児童発達支援管理責任者	後藤 伸二
⑤定員	16名
⑥事業開始年月日	平成25年5月1日
⑦実施予定日数	月～金※ただし、事業所の都合や行事、利用者のニーズに応じて土曜日、日曜日、祝祭日の営業も行う。(年末年始・盆は除く)
⑧職員	管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、専門的支援加算職員、強度行動障害支援者
⑨設備の概要	指導訓練室、相談室、事務室、浴室、調理室、倉庫(玩具室)便所、医務室、静養室

第3章 事業の概要

(1) 対象児 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児及び生活能力や社会性などの支援が必要と認められる18歳未満の学齢児とする。

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車によるこども園等や家庭の送迎も行う。

(4) 支援方針

- ①発達支援 一人ひとりの発達に合わせて、基本的な生活習慣、対人関係、言語やコミュニケーションなどの力を伸ばす。
- ②才能支援 生き生きと自己表現し、気持ちの交流ができるように支援する。
- ③家庭支援 子育てについての相談や支援会議を通して、こどもへの理解を深め、育ちと暮らしを支える。
- ④地域支援 保育園、幼稚園、学校、保健所、医療機関などと連携をとりながら、保育所等訪問支援事業なども活用し、地域での育ちと暮らしを支える。
- ⑤心のケア 気持ちのやりとりで信頼関係を深め、安心感を育み、意欲につなげる。

(5) 発達支援計画の作成

こどもの特性及びその家族等の希望に基づいて、支援目標や具体的支援内容を明確に表した児童発達支援計画及び通所支援計画書を作成し、保護者に説明していく。また、その実施

状況を確認しながら、モニタリング(6か月ごと)を通して、評価・改善していく。

(6) 日課

開園日：月～金

※ただし、事業所の都合や行事、利用者のニーズに応じて土曜日、日曜日、祝祭日の営業も行う。(年末年始・盆は除く)

開所時間 9:30～15:30

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
9:30	登園	ブランコやトランポリン、ボールプール等

	自由遊び 個別学習	の大型遊具や三輪車、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
11:20	お集まり（※クラス別） ・集団活動・外活動 ・親子遊び・運動遊び ・音楽遊び、製作あそび ・リラクゼーション	音楽、体操、絵カードやサーキット、からだ遊びや製作活動などの集団状況を通して社会的な適応力を育てたり、身の自立を促したりするような課題設定を行います。
11:40	昼食・ 準備・片付け	楽しくお弁当を食べながら集団のルールに応じることや、片付け、準備などの整理意識を育てます。
12:30	自由遊び・制作 専門活動	制作や鑑賞などを通して自己表出支援を行う。
14:00	個別療育 活動 おやつ 降園準備	個別や少人数グループで遊具やおもちゃでの遊びを通して対人意識や愛着。信頼関係を深める。活動の中で製作やからだ遊び、課外活動、調理活動を通して技能的な課題に取り組んだり、社会的な適応力を育てていく。 今日の活動内容や次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。
15:30	閉園	活動の記録や準備等を行います。

＜内容＞

- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく。（スイングホース・トランポリン・マルチクッション・自転車・三輪車等）
- ◎音楽活動：音楽活動を通して、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育てる。（歌、ダンス、楽器遊び等）
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく（工作・粘土等）。
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通しながら、季節感や創作意欲を獲得していく（こいのぼり、ハローウィン、クリスマスツリー、書初め、ひなかざり等）。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる。（クッキー、ちんすこう、焼き芋等）
- ◎課外活動：公共の場の参加を通して、社会的なルールの気づきを促す。（公園遊び、地域のお祭り・公共施設や交通機関の利用等）
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シート遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する（リトミックや動作法などを検討中）。

(7) 行 事

月 日	行事名
4月	花見
7月	夏季レクリエーション
10月	大分なごみ祭り
12月	クリスマス会
3月	おもいで会

(8) 情報の開示

インターネットのホームページや広報誌（大分なごみ園便り）を通して、定期的に活動内容やこどもの様子などを掲載して情報開示していく。

また、事業内容や支援内容、要望などに関するアンケート（保護者による自己評価調査）を年1回行う。回答をホームページに掲載し、必要な修正や改善に取り組みながら支援の質を高めていく。

(9) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、利用児の発達を多面的に支援できるように努める。幼児期には、他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、学童期からは、良好な人間関係を具体的に学習できる場面を柱にした支援を行う。

また、就園前の幼児については、幼稚園などとの連携をサポートし、スムーズな就園の支援を行う。

(10) 地域交流

地域の保育園や幼稚園などの関係機関と交流機会を設け、多くの人たちとの触れ合い、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(11) 緊急時における対応方法

発達支援サービス提供時に、事故や怪我などの緊急事態等が生じた場合、危機管理マニュアルに沿って必要な措置を講じ、管理者や保護者へ報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(12) 苦情解決

利用児やその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者（管理者兼務）	1名（常勤・兼務）
保育士	3名（常勤・専従）

	2名（常勤・兼務）
	1名（非常勤・兼務）
児童指導員	1名（常勤・専従）

合計 9名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援や療育、相談等における適切な技術や知識の向上を図る研修や人材育成の視点から法人内外の研修会への参加をしていく。また、児童発達支援管理責任者等の事業運営上に必要な研修会への参加していく。

放課後等デイサービス（就学児童）

第1章 運営理念

（1）目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指します。

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|--------------|--|
| ①施設の名称 | こども発達支援センター大分なごみ園 |
| ②所在地 | 大分県大分市丹生210-3 |
| ③管理者 | 後藤 伸二 |
| ④児童発達支援管理責任者 | 加納 優 |
| ⑤定員 | 10名 |
| ⑥事業開始年月日 | 平成25年5月1日 |
| ⑦実施予定日数 | 月～土※ただし、事業所の都合や行事、利用者のニーズに応じて日曜日・祝祭日の営業も行う。（年末年始・盆は除く） |
| ⑧職員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、機能訓練担当職員、強度行動障害支援者 |
| ⑨設備の概要 | 指導訓練室、相談室、事務室、浴室、調理室、倉庫（玩具室）便所 |

第3章 事業の概要

(1) 対象児 大分県内の通園指導になじむ障がいのある学齢児及び適当と認められる20歳未満の学齢児とする。

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 通所方法 公用車による学校・家庭等の送迎を行う。

(4) 支援方針

- ①発達支援 一人ひとりの発達に合わせて、基本的な生活習慣、対人関係、言語やコミュニケーションなどの力を伸ばす。
- ②才能支援 生き生きと自己表現し、気持ちの交流ができるように支援する。
- ③家庭支援 子育てについての相談や支援会議を通して、こどもへの理解を深め、育ちと暮らしを支える。
- ④地域支援 保育園、幼稚園、学校、保健所、医療機関などと連携をとりながら、保育所等訪問支援事業なども活用し、地域での育ちと暮らしを支える。
- ⑤心のケア 気持ちのやりとりで信頼関係を深め、安心感を育み、意欲につなげる。

(5) 発達支援計画の作成

こどもの特性及びその家族等の希望に基づいて、支援目標や具体的支援内容を明確に表した児童発達支援計画及び通所支援計画書を作成し、保護者に説明していく。また、その実施状況を確認しながら、モニタリング（6か月ごと）を通して、評価・改善していく。

(6) 日課

開園日：月～土

※ただし、事業所の都合や行事、利用者のニーズに応じて日曜日・祝祭日の営業も行う。（年末年始・盆は除く）

- 開所時間
- ① 10:00～17:00（長期休暇等）
 - ② 14:00～17:00（長期休暇以外の放課後）
 - ③ 10:00～17:00（土曜日）

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
① 10:00	登園	・あいさつ・出欠表・荷物整理・着替えなど
② 14:00 (下校時間に応じて)	自由遊び	・園庭で砂場、自転車、なわとび、ボール遊び（サッカーやドッジボール）など体を動かす遊びをする。季節に応じて、シャボン玉やプールをする。
③ 10:00	登園	・室内では、トランポリンやマルチクッション等の室内遊具で遊ぶ。好きな本を読んだり、自由に絵を描いたりする。 ・遊びを通して、友達とのやりとりや遊びのルール、動作技能の習得などを促す。 ・友だちや職員との信頼関係を作り、気持ち

		のリフレッシュをする。 ・必要に応じて、宿題をする。
① 11:00 ② 15:30 ③ 10:30	集団活動 粗大運動・芸術活動・工 作活動・制作活動 調理実習・課外活動 おやつ	・活動を通して、自己表出や友だちと良好な コミュニケーションや社会性を身につける よう支援する。また、集団のルール ^① の習得 や準備・片付けなどの整理意識も育む。 ・散歩や買い物学習 ・調理活動 ・季節 ^② に応じた制作活動 ・公共交通機関の利用
③ ③12:00 ④ 16:00	昼食・片付け おやつ準備・片付け	自己表出支援とともに、集団のルール ^① に応 じることや、片付け、準備などといった整 理意識を育てます。
① ②13:00	自由遊び 個別学習	個々の才能に着目し、伸ばしていくことで、 自己表現力や有用感の育ちを支援します。
① ②16:40 ③16:00	降園 降園	・今日の活動内容を振り返り、頑張ったこと やできたことを評価し、次回の活動内容を 確認する。

＜内容＞

- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく。(スイングホース・トランポリン・マルチクッション・自転車・三輪車等)
- ◎音楽活動：音楽活動を通して、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育てる。(歌、ダンス、楽器遊び等)
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく(工作・粘土等)。
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通して、季節感や創作意欲を獲得していく(こいのぼり、クリスマスツリー、書初め、ひなかざり等)。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や準備から整理までの経験を^①得ていくことで、自立心を育てる。(ホットケーキ・やきそば等)
- ◎課外活動：公共の場の参加を通して、社会的なルールの気づきを促す。(地域のお祭り・公共施設や交通機関の利用等)
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シート遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する(リトミックや動作法などを検討中)。
- ◎ソーシャルスキルトレーニング：発達に応じて、電車などの公共機関や買い物、調理など生活の流れに沿った必要なスキルが身につくよう支援する。また、保護者の希望も踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

(7) 行 事

月 日	行事名
4月	花見
7月	夏季レクレーション
10月	大分なごみ祭り
12月	クリスマス会
3月	おもいで会

(8) 情報の開示

インターネットのホームページや広報誌（大分なごみ園便り）を通して、定期的に活動内容やこどもの様子などを掲載して情報開示していく。

また、事業内容や支援内容、要望などに関するアンケート（保護者による自己評価調査）を年1回行う。回答をホームページに掲載し、必要な修正や改善に取り組みながら支援の質を高めていく。

(9) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、利用児の発達を多面的に支援できるように努める。幼児期には、他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、学童期からは、良好な人間関係を具体的に学習できる場面を柱にした支援を行う。また、定期的に専門家に依頼し、臨床心理士による親子交流支援を行い、子どもたちの自己表現などの場を設け、取り組んでいきたい。

また、就園前の幼児については、幼稚園などとの連携をサポートし、スムーズな就園の支援を行う。

(10) 地域交流

地域の公園等や関係機関との交流機会を設け、多くの人たちとの触れ合い、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(11) 緊急時における対応方法

発達支援サービス提供時に、事故や怪我などの緊急事態等が生じた場合、危機管理マニュアルに沿って必要な措置を講じ、管理者や保護者へ報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(12) 苦情解決

利用児やその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・兼務）
保育士	1名（常勤・専従）
	1名（常勤・兼務）
	1名（非常勤・専従）
児童指導員	2名（常勤・専従）

機能訓練担当職員	1名（常勤・専従）
看護師	1名（常勤・専従）
	合計 9名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援や療育、相談等における適切な技術や知識の向上を図る研修や人材育成の視点から法人内外の研修会への参加をしていく。また、児童発達支援管理責任者等の事業運営上に必要な研修会への参加していく。

保育所等訪問事業

第1章 運営理念

（1）目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指します。

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

①施設の名称	こども発達支援センター大分なごみ園
②所在地	大分県大分市丹生210-3
⑤ 管理者	後藤 伸二
⑥ 児童発達支援管理責任者	後藤 伸二・加納 優
⑤事業開始年月日	平成27年8月10日
⑥実施予定日数	月曜日から金曜日までとする。ただし、事業所の都合や行事、利用者のニーズに応じて土曜日・日曜日・祝祭日の営業も行う。（年末年始・盆は除く）
⑦職員	管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員
⑧設備の概要	相談室、事務室、便所

第3章 事業の概要

- （1）対象児童 大分市内障がいのある幼児及び利用が適当と認められる18歳以下の学齢児童とする。
- （2）利用料 障害児通所給付費
- （3）支援概要 保護者による希望に応じ保育所をはじめとする関係機関を訪問し、利用児童への集団適応のため、支援と訪問先施設のスタッフへの指導を行う。
- （4）支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら、一人ひとりの発達段階に応じた育ちを支援する。
- ②才能支援 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人ひとりの可能性を引き出したしたり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援する。
- ③家庭支援 子育てについての相談や支援会議を通して、こどもへの理解を深め、育ちと暮らしを支える。
- ④地域支援 保育園、幼稚園、学校、保健所、行政等と連携をとりながら、地域での育ちと暮らしを支える。
- ⑤心のケア 気持ちのやりとりで信頼関係を深め、安心感を育み、意欲につなげる。

(5) 情報開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページやなごみだよりを通して活動内容の報告も行う。

(6) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制

管理者	1名（常勤・兼務）	
児童発達支援管理責任者	2名（常勤・兼務）	
訪問支援員	1名（常勤・兼務）	1名（非常勤・兼務）
	合計 5名	

第5章 職員の研修・育成について

発達支援や療育、相談等における適切な技術や知識の向上を図る研修や人材育成の視点から法人内外の研修会への参加をしていく。また、児童発達支援管理責任者等の事業運営上に必要な研修会への参加していく。

令和7年度 社会福祉法人 萌葱の郷

こども発達・子育て支援センター わくわくかん 事業計画

わくわくかんは、開所から4年が経過し、児童発達支援センターとしての役割を着実に果たせるよう努めてまいりました。地域内外からの認知度も高まっており、関係機関との連携や他施設からの相談・コンサルテーションが一層進展しているところです。

○児童発達支援

前年度の登録児童数は約60名となり、ニーズの高さを感じています。大分市東部地域を中心に、こざいこども園をはじめとする子育て機関との連携を強化し、情報共有と協働支援を推進します。就学を控えた児童に対しては、小学校・特別支援学校と緊密に連携し、きめ細やかな移行支援を実施してまいります。

○保育所等訪問支援

前年度は登録児童が約70名に増加し、保育園・幼稚園・こども園・小学校・特別支援学校との連携ニーズが拡大しました。今年度は訪問支援の充実に加え、地域療育等支援事業の施設支援も強化していきたいと考えています。保育コーディネーターや大分県発達障がい者支援専門員との協働を通じて、地域の教育・保育施設へのサポート体制を整備し、利用児童を取り巻く地域全体の子育て支援の質的向上を目指します。

○放課後等デイサービス

特別支援学校や地域の小学校からの登録児童が50名に増加しました。学校、家庭との連携を深め、個別ニーズに応じた支援を提供していきたいと考えております。定員を超える需要に対応するため、大分なごみ園など地域の他事業所との連携を強化し、発達支援、家族支援、地域支援の包括的な展開を図ります。

○居宅訪問型児童発達支援

前年度も利用実績がありましたが、坂ノ市病院など医療機関等との情報共有や連携を継続し、潜在的なニーズの発掘と迅速な対応体制の構築に努めます。

○支援内容の充実

対人関係スキルの向上を中心に、個々の特性に応じた合理的配慮とコミュニケーション支援を提供します。就園・就学を見据えた活動、食育・戸外活動、季節行事など多様なプログラムを通じて、自立生活に向けた総合的な支援を行います。幼児には運動機能の向上と情緒の安定を、学童には心のケアと余暇活動の充実を図ります。

○地域支援の拡充

大分市東部地域を中心に、発達に不安のある子どもと保護者を対象とした支援を強化します。大分市の地域療育等支援事業と発達障がい児巡回専門員派遣事業を活用し、関係機関との連携をさらに深化させます。

○児童発達性ンセンターの中核機能強化

児童発達支援センターが地域の障がい児い支援の中核的役割を担っていくため、家庭支援と地域の関係機関との連携・協働を一層充実させ、切れ目のない支援体制を構築します。

同時に、職員の専門性向上のための研修を強化し、支援の質的向上に努め、地域の障がい児支援事業所等へのスーパーバイズやコンサルテーション機能を担っていけるよう努めてまいります。

令和7年度は、これまでの実績を基盤としつつ、変化する地域ニーズに柔軟に対応し、より包括的かつ専門的な発達支援サービスの提供を目指します。

◎児童発達支援センター（就学前児童）

第1章 運営理念

（1）目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指す

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センター わくわくかん |
| ② 所在地 | 大分県大分市大字屋山 1658-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 五十嵐 康子 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 内村 雅也 |
| ⑥ 定員 | 30名 |
| ⑦ 事業開始年月日 | 令和3年4月1日 |
| ⑧ 実施予定日数 | 週5日（月、火、水、木、金） |
- ※但し、行事等のため土日・祝日も実施する場合がある。
- | | |
|---------|---|
| ⑨ 職員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、栄養士、強度行動障害支援者、社会福祉士、看護師、作業療法士、公認心理師 |
| ⑩ 設備の概要 | 指導訓練室、遊戯室、相談室、医務・静養室、事務室、調理室、園庭等 |

第3章 事業の概要

- (1) 対象児 大分市内の通園による指導になじむ障がいのある就学前児童。
- (2) 利用料 障害児通所給付費
- (3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う
- (4) 訪問支援 保護者による希望に応じ、保育所を始めとする関係機関を訪問する
(保育所等訪問支援)
- (5) 支援方針
- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
 - ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
 - ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
 - ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所、医療機関などの関係諸機関と連携することで地域での子どもの育ちと暮らしを支えます
 - ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します
- (6) 発達支援計画の作成
- 子どもの特性及び、その家族等の希望に基づいて発達支援の目標や方向性、具体的内容を明確に表した発達支援計画を作成し、その実施状況や経過についても保護者に理解しやすい形で説明する

(7) 開所時間

9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
9 : 3 0	登園 自由遊び 個別療育	ブランコやトランポリン、ボールプール等の大型遊具や三輪車、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
1 1 : 0 0	お集まり (※クラス別)	音楽、体操、絵カードやサーキットなどの

	・ 集団活動・外活動 ・ 親子遊び・運動遊び ・ 音楽遊び ・ 製作あそび ・ リラクゼーション	集団状況を通して社会的な適応力を育てたり、身の自立を促したりするような課題設定を行います。
11:30	給食 準備・片付け・歯磨き トイレ等	楽しく給食を食べながら集団のルールに応じることや、片付け、準備などの整理意識やトイレトレーニング、歯磨き等の身の自立支援を行います。
12:30	自由遊び 製作・課外・専門活動、	制作や活動など様々な活動を通して自己表出支援を行う。
13:50	個別療育・相談 活動	個別や少人数グループで遊具やおもちゃでの遊びを通して対人意識や愛着。信頼関係を深める。活動の中で製作やからだ遊び、課外活動、調理活動を通して技能的な課題に取り組んだり、社会的な適応力を育てていく。
15:10	おやつ 降園準備 降園	今日の活動内容や次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。
15:30	閉園	活動の記録や準備等を行います

活動とそのねらい

- ◎個別支援：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎親子遊び：親とのふれあい遊びや共感的なやりとりの中から、情緒を育てる。
- ◎運動遊び：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく（ブランコ・トランポリン・ボールプール・巧技台等）。
- ◎音楽遊び：音楽等を通して、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎製作：行事用の制作活動を通して、季節感や創作意欲を獲得していき、自己表現力や有用感を高めていく（鬼のお面づくり、七夕かざり、ひなかざり等）。
- ◎食育活動：調理実習を通して、生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理ま

での経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。また、食育にもなり、偏食のあるお子さんも自分で作ると苦手な食材も食べれるといった経験を積むことができる。

◎地域交流：地域の祭りや公園や花見、散歩など公共の場を利用することを通して社会的なルールに対する気づきを促す。また、保育園等に遊びに行く活動を通して、同年代の子どもとの交流を図る。

◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シート遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。

◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。

◎移行支援：移行先を見据えた活動や移行先との情報交換・情報共有を図る

専門活動とそのねらい

◎親子通園：木曜日の午前中は親御さんと子どもが一緒に来園する親子通園を行う。臨床心理士（公認心理師）の指導を通して、子どもとの関わり方の指導や母親のメンタルケア、スタッフを媒介とした母子関係の調整、母親同士の関係作りの構築等を支援する。

◎からだ遊び：安全な床面と他者との活動を通して、こどもの発達の基礎となる自分自身のからだに対する認識と、他者への信頼感を育てる。（シェルボーン・ムーブメント）

（７）年間行事 行事を通して他者と共有した経験を積み重ねていくことで集団・仲間意識や社会的な適応力を育てていく。

行事内容	実施月
お花見	４月
わくわくまつり	１０月
クリスマス会	１２月
がんばり賞	３月

（８）情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、法人広報誌、わくわくかんだより、クラスだよりを通して、継続的にわくわくかんの事業内容やアンケート結果などを掲載して情報開示するとともに、療育内容や具体的な活動の報告を随時行う。

（９）各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、利用児の発達を多面的に援助できるように努める。社会性

が身に付きにくい発達障がいのある児童を対象に、幼児期には他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、良好な人間関係を学習できる環境設定を発達段階に合わせて提供する。また、定期的に臨床心理士等の専門家を招聘し、親子交流支援や、からだを通してのコミュニケーションや自己コントロールを学ぶ場面、音楽療法による自己表現などの場を設ける。就園前の児童については、保育園や幼稚園との交流を行うことで就園準備支援をする。

(10) 地域交流

地域ボランティアや幼稚園・保育園を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通して、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、発達特性に関する普及・啓発をすすめる。

(11) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(12) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(13) 虐待防止

利用児やその保護者の人権の擁護・虐待の防止等のため、窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、対策を講じる。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
児童指導員	3名（常勤・専従） 2名（常勤・兼務）
保育士	4名（常勤・専従） 1名（常勤・兼務）
	4名（非常勤・兼務）
作業療法士	1名（常勤・専従）
看護職員	1名（常勤・兼務）
心理職員（公認心理師）	1名（常勤・専任）
栄養士兼調理員	1名（常勤・兼務） 1名（非常勤・専従）
嘱託医	1名（非常勤）
合計 22名	

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

◎放課後等デイサービス（就学児童）

第1章 運営理念

（1）目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指す

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑦ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|--|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センター わくわくかん |
| ② 所在地 | 大分県大分市大字屋山 1658-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ⑤ 管理者 | 五十嵐 康子 |
| ⑥ 児童発達支援管理責任者 | 新宮 貴志 |
| ⑦ 定 員 | 10 名 |
| ⑧ 事業開始年月日 | 令和3年4月1日 |
| ⑨ 実施予定日数 | 週5日（月、火、水、木、金）
※ただし事業所の都合や利用者のニーズに合わせて、
土日・祝日も実施する場合がある。 |
| ⑩ 営業時間 | 9:00～18:00 |
| ⑪ 職 員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、
精神保健福祉士、心理職員、強度行動障害支援者 |
| ⑫ 設備の概要 | 指導訓練室、遊戯室、相談室、医務室、静養室、事務室、
調理室等 |

第3章 事業の概要

(1) 対象児童 大分市内の通所による指導になじむ障がいのある学齢児及び適当と認められる18歳未満の学齢児とする。

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

(4) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 日課 ①10:00～17:00 (長期休暇等)

②14:00～17:00 (長期休暇等以外の放課後)

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
③ 10:00 ④ 14:00	登園 自由遊び 個別学習・活動	園庭、固定遊具、大型遊具やパズル、プラレール、積み木などの遊具や玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。 個々の才能に着目し、伸ばしていくことで、自己表現力や有用感の育ちを支援します
② 12:00	昼食・準備・片付け・ 歯磨き等	食への意識・自己表出支援とともに、集団のルールに応じることや、片付け、準備などといった整理意識や日常生活動作を育てます。
⑦ 13:00 ⑧ 15:30	集団活動 粗大運動・芸術活動 工作活動・製作活動	地域のお祭りへの参加、公園遊び、買い物活動等といった集団状況を通して、社会的な適応力を育てたり、製作、調理活動など

	食育活動・課外活動 リラクゼーション 専門活動・地域交流	の技能的な課題設定を行います。また、からだ遊びを通してリラクゼーションや自身の身体への意識を高める
② 16:20	おやつ・準備・片付け	食への意識・自己表出支援とともに、集団のルールに応じることや、片付け、準備などといった整理意識を育てます。
⑨ ② 17:00	降園	今日の活動内容の振り返りや次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。

活動とそのねらい

- ◎個別学習：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく。
- ◎音楽活動：音楽等を通して、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく（模型・粘土等）
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通して、季節感や創作意欲を獲得していく（クリスマス用靴下、ひなかざり等）。
- ◎食育活動：調理実習を通して、生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。また、食育にもなり、偏食のあるお子さんも自分で作ると苦手な食材も食べれるといった経験を積むことができる。
- ◎地域交流：地域の祭りや公園や花見、散歩など公共の場に参加することなどを通して社会的なルールの存在に対する気づきを促す（交通機関の利用等）。
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シート遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。

専門活動とそのねらい

- ◎からだ遊び：身体（からだ）遊びはスキンシップを通して、自分自身の身体に対する認識、自分自身への自信、他者への信頼を育てることを目的に行う。
- ◎モラルスキル・ソング：他者とのコミュニケーション方法、問題解決スキルといった人づきあいを円滑に進めていく技術の習得を狙いとして行う。

◎ソーシャルスキルトレーニング[※]：電車乗車やお買い物、調理など生活に即したスキルを身に付けていくことを目標に支援していく。細かい活動内容に関しては保護者との話し合いの中で出た希望を踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

(6) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷わくわくかんのホームページや、法人広報誌、わくわくかんだより、クラスだよりを通して、継続的にわくわくかんの事業内容やアンケート結果などを掲載して情報開示するとともに、療育内容や具体的な活動の報告を随時行う。

(7) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。地域の相談支援事業所や児童発達支援センター等、モニタリングやサービス担当者会議を通して情報交換を行っていく。

(8) 地域交流

地域のお祭りや地域の公園での活動を通じた地域の方々との交流や関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通して、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(9) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(10) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(11) 虐待防止

利用児やその保護者の人権の擁護・虐待の防止等のため、窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、対策を講じる。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
児童指導員	2名（常勤・兼務）
保育士	4名（常勤・専従） 1名（常勤・兼務）

2名（非常勤・兼務）

合計 11名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

◎保育所等訪問支援事業

第1章 運営理念

（1）目的

利用児童が地域で安心して暮らしていくために、集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における利用児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うことを目的とする。

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センター わくわくかん |
| ② 所在地 | 大分県大分市大字屋山 1658-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 五十嵐 康子 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 内村 雅也 新宮 貴志 |
| ⑥ 事業開始年月日 | 令和3年4月1日 |
| ⑦ 実施予定日数 | 週5日（月、火、水、木、金） |
| ⑧ 職員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員 |
| ⑨ 設備の概要 | 事務室、相談室 |

第3章 事業の概要

- （1）対象児童 大分市内障がいのある幼児及び利用が適当と認められる18歳以下の学齢

児とする。

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 支援概要 保護者による希望に応じ保育所を始めとする関係機関を訪問し、利用児童への集団適応のための支援と、訪問先施設のスタッフへの指導を行う。

(4) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷わくわくかんのホームページや、わくわくかんだより、コードモンや電話を通して、活動内容の報告も行う。

(6) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者（兼訪問員・心理職員）	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	2名（常勤・専従）
訪問支援員（保育士）	1名（常勤・兼務） 1名（非常勤・兼務）
訪問支援員（児童指導員）	1名（非常勤）
合計 6名	

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

◎居宅訪問型児童発達支援事業

第1章 運営理念

(1) 目的

重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作や知識技能を習得し、人への意識や関係性を構築できるよう支援を行い、生活能力の向上を目指し、本児の身体及び精神の状況や置かれている環境に応じて支援を行う。関係機関(病院・訪問看護、リハ等)と協働・連携し、利用児の発達を促すことを目的とする。

(2) 支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- ① 施設の名称 こども発達・子育て支援センター わくわくかん
- ② 所在地 大分県大分市大字屋山 1658-1
- ③ 実施・運営主体 社会福祉法人 萌葱の郷
- ④ 管理者 五十嵐 康子
- ⑤ 児童発達支援管理責任者 内村 雅也
- ⑥ 事業開始年月日 令和3年4月1日
- ⑦ 実施予定日数 週5日(月、火、水、木、金)
- ⑧ 職 員 管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員
- ⑨ 設備の概要 事務室、相談室

第3章 事業の概要

(1) 対象児童 大分市内重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、外出が困難な障がいのある幼児とする。

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 支援概要 保護者による希望に応じ居宅を訪問し、利用児の身体及び精神の状況や置かれている環境に配慮しながら、対人意識の向上やコミュニケーション支援を行う。

(4) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出し、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷わくわくかんのホームページや、わくわくかんだより等を通して、活動内容の報告も行う。

(6) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
訪問支援員（看護師）	1名（常勤・兼務）
訪問支援員（児童指導員）	1名（非常勤・兼務）
合計 5名	

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

令和 7 年度 社会福祉法人 萌葱の郷

相談支援事業所 プラスα 事業計画

第 1 章 運営理念

(1) 目的

利用者がその有する能力及び適性、本人の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、障害者総合支援法に基づく相談支援サービスを適切に提供することを目的とする。また、当該サービス等利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業所等その他の者との連絡及び調整、その他の便宜を供与する。

(2) 運営方針

1. 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個々のニーズに配慮して行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者（以下「利用者等」）の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 相談支援事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当該利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
4. 相談支援事業の運営に当たっては、市町村や障害福祉サービス事業を行う者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善や開発に努める。
5. 相談支援事業所は、利用者等の意向を踏まえて、自立した生活及び社会生活を実現できるように行う。
6. 相談支援事業所は、自らその提供する指定相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第 2 章 事業所の概要

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 事業の種類 | ○指定特定相談支援事業
・計画相談支援 ・障害児相談支援 |
| (2) 事業所の名称 | 相談支援事業所 プラスα |
| (3) 事業所の所在地 | 大分県大分市大字屋山 1658-1 |

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (4) 管 理 者 | 五十嵐 康子 |
| (5) 主たる対象者 | 特定なし |
| (6) 利 用 日 時 | 月曜日から金曜日（9時～18時）
※祝祭日、年末年始を除く |
| (7) 事業実施地域 | 主に大分市内・豊後大野市内全域 |

第3章 職員の体制

管 理 者	1名（常勤・兼務）
相談支援専門員	2名（常勤・専従） 1名（常勤・兼務）
事務員	1名（非常勤）

第4章 事業の内容

相談支援専門員は、利用者等から利用者本人の生活全般に係る相談に応じ、情報提供、利用者等の意向を勘案した上で基本相談、サービス等利用計画を作成する。また、関連する業務の実施、事業者等との連絡及び調整を行う。

○総合的な相談支援及び日常生活全般についての相談

- ・日常生活における悩みや不安、困ったことについての相談を受け付け、一緒に話し合いながら考え、具体的な解決に努める。

○障害福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

- ・様々な障害福祉サービスの障害と利用に伴う申請手続き等の支援を行う。
- ・社会資源の活用や福祉に関する情報を提供する。

○サービス等利用計画の作成、作成後の便宜の供与、変更の対応

- ・必要に応じてサービス等利用計画を作成し、支援する。
- ・利用者のニーズに沿って、障害福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるようサービスの調整を行う。

○障害者支援施設等への紹介

- ・日中活動を行う福祉関係の事業所や各種専門機関等の紹介を行う。
- ・必要な関係機関（保健、医療、教育、就労等）との連絡及び調整を行い、関係機関との支援チームで利用者の支援にあたる。

第5章 苦情の解決

利用者等からの苦情を受け付ける為の窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第6章 人権・プライバシーに関すること

利用者等からご提供いただいた個人情報、利用者等の同意なく上記に明示する目的以外に利用することはない。必ず利用者等の同意を得た上で、これらを行うこととする。

